

障害者権利条約の批准に向けて地域より発信

と き: 08年3月29日

と ころ: 札幌市社会福祉総合センター 大研修室

開会挨拶

小 川 榮 一 (JDF 代表・社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長)



本日は、JDF 地域フォーラム in 北海道にお集まりいただき、ありがとうございます。

関東ではすでに桜が花開き、春本番となっていますが、まだ寒さ厳しい札幌の地に、こうして大勢の方々と共に集うことができ、うれしく思っております。

日本障害フォーラム(JDF)は、2004年の10月に設立しましたが、以来、国連・障害者権利条約の推進に一貫して取り組んでまいりました。権利条約という共通の目標に向かって共に活動することで、JDFを構成する各団体は、相互の連携を深めてきたところです。

みなさんご承知のとおり、権利条約は2006年の12月に採択されましたが、私たちは、次の目標を、権利条約の批准に向けた活動に切り替え、これまでに引き続いて、政府との意見交換、権利条約推進議員連盟との連携、イエローリボンによる啓発活動などに、積極的に取り組んでおります。

それらの活動の基軸となるのが、全国各地における「地域フォーラム」の開催です。権利条約の批准に向けて、国の法制度を見直し、「すべての人の社会」を実現するためには、各地の仲間たちとの連携を深め、全国的な運動を盛り上げていくことが必要です。また、権利条約の理念を、遠い国連の問題としてではなく、身近な地域において実現していくためには、それぞれの地域での連携と活動を深めていくことも大切です。

このために、去る2月16日には、第1回目の地域フォーラムとして、「地域フォーラム in 東海」を開催し、地元の実行委員会のご努力により、成功裏に終了したところでございます。

ここ北海道においても、短い準備期間であったにも関わらず、さまざまな団体が集う実行委員会が組織され、熱心なご活動の末、本日のフォーラムを、共に開催することができました。そのご尽力に対し、心より敬意を表する次第です。

本日のフォーラムが、参加された一人一人にとって実り多いものとなることを、願っております。

最後に、このフォーラムにご後援いただいた、外務省、国連障害者の権利条約推進議員連盟、ならびに、北

海道、札幌市に対し、この場を借りまして、厚くお礼を申し上げます。

また、本日のフォーラム開催にあたりましては、キリン福祉財団、損保ジャパン記念財団、ヤマト福祉財団より、ご支援を賜りました。ここに、心より感謝の言葉を申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

開会挨拶

神田直也(JDF 地域フォーラム in 北海道実行委員会実行委員長)



「JDF地域フォーラム・イン北海道」の開会にあたり、地元主催者を代表して、ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、札幌へお越しくださいましたJDF関係者の皆様に、感謝と歓迎を申し上げますとともに、ご参加くださいました皆様に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日のフォーラムは、2002年10月に、ここ札幌で開催した「第6回DPI世界会議」をはじめ、一連の国際会議の成功を支えた障害者団体が結集し設立した、日本障害フォーラムが主催する地域フォーラムです。

お陰様で、今でも札幌大会でお世話になった方々にお会いしますと、「良い大会だったね」と、言葉をかけていただきますし、私も「あのときは、ありがとうございました」と、ごあいさつさせていただいております。

手前みそですが、本当に札幌大会は、地方の行政、経済、市民、障害当事者などが一体となったすばらしい大会だったと自負しております。

今回の主要なテーマは、2006年12月の第61回国連総会において採択され、昨年9月、高村外務大臣が国連本部で署名された、「障害者の権利条約」です。

この条約が制定されるにあたっては、多くの国の政府代表団に障害当事者が参画しましたが、わが国では、日本障害フォーラムが、政府代表団に参画しました。

国連の権利条約を検討するために特別委員会が設置され、この委員会では「私たち障害者に関することを、私たち障害者抜きに決めてはならない」というスローガンのもとで、多くの国際的な障害者団体が参画した中で、この条約が成立しました。

今、日本政府は、その批准に向けた準備を進めており、障害者の尊厳と、暮らしと、人権を守るための取り組みを進める舞台は、国連から私たちの住むこの国へ移ったと言えます。

今回のフォーラムが、1981年の「国際障害者年」に提唱された「障害者の完全参加と平等」の実現に向けた新たな一歩になることを信じて、地元主催者を代表しての挨拶といたします。

基調報告

「障害者権利条約の批准に向けて～JDFの取り組みから～」

安藤 豊喜 (JDF 副代表・財団法人全日本ろうあ連盟理事長)



プロフィール

1947(昭和 21)年、9歳の時に聴覚障害となり、普通小学校から延岡ろう学校に転校して同じ聴覚障害児との出会いのなかで手話を習得した。その後、宮崎市役所福祉課を経て、現在、宮崎県立聴覚障害者センター所長。聴覚障害者団体の役職としては、財団法人 全日本聾唖連盟理事長、社会福祉法人 全国手話研修センター理事長、JDF 副代表、九州聴覚障害者団体連合会名誉理事長、社会福祉法人 宮崎県聴覚障害者協会理事長を務めている。

はじめに

皆さんこんにちは。私はただいま紹介いただきました全日本ろうあ連盟の理事長で、JDFの副代表でもある安藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、障害者権利条約に関する基調報告を行いますが、報告の柱となるのは、ひとつは国連における権利条約の採択の経過です。二つめが採択あたっての背景です。この2つの経過を皆さんと共通の認識にしたいと思っています。

3つめが、その採択や日本政府の署名を終えて、今後は批准の問題が出てきますが、そのために私たちがどのように運動をしていくかが課題になります。これについては、皆さんと一緒に考えていかなければいけない非常に大切なことだと思っています。

国際的な取り組みで思い出すのは、1981年の国際障害者年とその後の10年の動きです。1981年の国際障害者年には大きな盛り上がりがありました。全国キャンペーンがあり、国や地方自治体も積極的に取り組み、国民的な動きの中で大きな発展があったのですが、今回の権利条約については、そのような大きな盛り上がりは見られません。非常に残念なことです。

それを全国的な盛り上がりにしていくことが課題になっています。私は、障害者権利条約は、ひとり障害者だけではなく、国民全体の権利保障や生活を豊かにする方向での運動によって実効性があると思っています。

これらの課題を皆さんと一緒に考えていきたいので、よろしくお願いいたします。

権利条約採択の経過

まず、最初にお話するのは、障害者の権利条約の採択の経過です。皆さんのお手元に配布されている資料にもありますが、第61回国連総会で採択された権利条約は、2001年12月の国連総会でメキシコから提案され、第56回国連総会で、「障害者の権利および尊厳を守るための総括的、総合的な国際条約に関する提案について検討するためのすべての国連加盟国および国連オブザーバーに開かれたアドホック(特別なという意味)委員会の設置を決定する」との決議が2001年12月に採択されました。

それ以前にもいろいろな動きがありましたが、国連の中で正式に権利条約が審議する委員会がスタートしたのが2001年12月ということになります。

この国連の特別委員会の始まりですが、第1回目の特別委員会は2002年7月29日から8月9日、ニューヨークの国連本部で開かれ、重要な事柄が決定されました。主な内容は、障害を有する当事者の審議参加です。特別委員会では、国連加盟国が、特別委員会に参加する代表の中に、障害者または各分野の専

門家を含めることを奨励する。と方向付けました。国連の審議の中に障害者の当事者を入れるということは非常に画期的なことだと思います。また、先ほど主催者の挨拶にもありましたが、「私たちのことは、私たち抜きで決めてはならない」という障害者の主張を具体化したものです。

国内的、国際的に見ても、障害者の政策というものは、障害者を抜きで、行政や家族の思惑で決められた歴史があります。今回は、権利条約の審議の前提として障害者を抜きにして決めてはならないという方向性が出されました。これはとても重要なことだと思います。また、第2回の特別委員会においては、政府代表団の一員として、NGOの参加を認めた国も日本のほか、10数カ国に上ったということです。

このアドホック委員会での審議が、障害者の発言を尊重する方向で進められたことを私たちは評価すべきです。アドホック委員会の特徴としては、第1回から8回まで開かれました。その中で作業部会が設けられています。定数40人で日本も参加しており、日本を含めた過半数以上の国が障害者自身のNGOの代表を政府代表として参加させていますし、アジアから7人の障害者が参加しました。

インド、韓国、タイ、中国、日本、フィリピン、レバノンなどです。このような経過については、「多数が障害者自身であるNGO代表が全体の3割という高い比率での発言権獲得は画期的なことだ」と、障害者の権利条約をJDFの立場で翻訳した長瀬修氏も述べています。

権利条約は、このようにアドホック委員会、作業部会での審議を経て、最終的には、2006年12月13日の61回国連総会本会議で採択となりました。

内容については、条文の構成の中で前文第1条から50条までです。そして、その本条約は2007年3月30日以降署名が可能となりました。日本は、2007年9月28日(日本時間29日)に高村外務大臣が署名しました。これが国連における権利条約の審議のスタートと審議の経過です。

現在、世界各国126カ国が署名を済ませています。2008年3月現在、批准した国は17カ国になっております。その国々は資料に書いてあるとおりです。この権利条約の発効には20カ国の締結が必要になっています。続いて、日本におけるJDFなどが、国連・権利条約に採択に向けてどう動いたかの報告です。

まず、JDFは、アドホック委員会に1回から8回まで、述べ194人を派遣しました。我が国の障害者団体を代表とする方々が、2002年7月29日の1回目の18人から最後の8回まで、延べ194人が参加したということです。これはJDFの権利条約に対する期待の表われであり、障害者主導による取り組みで、障害者の立場に立った条約を完成させようとの願いが凝縮された行動でした。

これにつきましては、先ほど小川代表からお話がありましたように、キリン福祉財団、損保ジャパン記念財団、ヤマト福祉財団のご協力をいただいております。この場をお借りしまして改めてお礼申し上げます。

次の取り組みが、日本政府とJDFの意見交換会の実施です。2003年12月から2008年2月まで12回の意見交換を行いました。この権利条約に関しては、はじめの段階では、日本政府は積極的な動きは見せていなかったように思います。JDFを中心とした障害者団体との12回の意見交換会を経まして、政府とJDFの相互理解が推進され、一緒になって積極的、建設的な取り組みを行っていくことが確認できたと思っています。

更に国内セミナーの取り組みがあります。2004年4月から2007年2月まで11回のセミナーを開催しました。この中で、世界的な動きとか、採択への最新の動き、国内履行体制のあり方などの研究や討論が行われました。それと、この権利条約の批准につきましては、行政もですが、それ以上に、国会議員がどう動いてくれるのかが大きな課題になります。これに関係して、権利条約推進議員連盟の設立とその後の動きがありました。

2005年2月22日設立されましたが、会長に自民党の中山太郎氏が就任され、超党派による国会議員の支援があったことを報告しておきます。権利条約推進議員連盟とJDFとの意見交換会は延べ8回行われました。

この意見交換会には、政府関係者、専門家、障害者の出席があり、多様な意見やニーズが交換されました。政府関係では、外務省、文部省、科学省、厚生労働省の担当者の出席があり、意見交換の中で、障害者のニーズに沿った対応のあり方や共通の認識が図られたと思っています。

二つ目の権利条約が採択された背景ですが、まず、東京大学大学院経済学を担当されている川島聡氏の見解を紹介します。1番めは、障害者は治療や保護の客体ではなく、尊厳をもって自立的に人生を築いていく人権主体であり、障害者の平等な社会参加を妨げるバリアを除去すべきであるという認識が国際社会に着実に浸透してきたこと。2番めが、障害者団体相互の連携がこれまで以上に進み、障害者自身が国際政治の舞台において一層大きな影響力を持つようになったこと。3番めは、各国政府も障害者権利条約に対し、採択への土壌が作られたということ。4番めは、国際障害者年の理念の集大成であるということ。このような背景があって、障害者の権利条約が提案され、採択されたということです。

国際障害者年から障害者自立支援法、そして障害者権利条約へ

ここで、国際障害者年の集大成ということについて、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

1981年の国際障害者年については、先ほどもお話ししましたとおり、非常に大きな盛り上がりがありました。「完全参加と平等」がスローガンで、このスローガンの広告塔が全国の市町村の隅々ま立てられました。全国横断キャラバンも実施され、テレビ、新聞などのマスコミの取上げ方も大きなものがありました。

国際障害者年とそれに続く国連・障害者の十年では、1)障害者問題の国民的な啓発活動が実施されたこと。2)障害者問題が、障害を持った当事者、または、家族の問題から社会的、行政的な問題へと大きな転換が図られたこと。日本の障害者問題を歴史的に見ても、障害を持つのは恥というような考え方がありました。障害は、当事者や家族の問題であって、公的な支援がなかった時代が長く続きました。

それが国際障害者年を機に、社会的、行政的な問題として認識され、基礎年金などの障害の所得保障や自立が促進されたのです。聴覚障害者の手話関係でも国際障害者年が契機となって、手話の国民的な普及や手話通訳の制度が前進しました。また、国民の中に、手話は言語であり、権利とであるという認識が浸透しました。ただ、課題も残されています。国際障害者年の社会への完全参加と平等というスローガンは、社会に参加し、自立できる障害者には大きな前進がありましたが、24時間の介護や支援を必要とする重度の障害者の問題が置き去りにされたということです。国際障害者年は、日本の障害者福祉制度そのものの大きく転換させましたが、基本的人権という面では、課題を残しています。

現在、障害者自立支援法の中で、24時間介護を必要とする重度の障害者の問題が大きな課題になっています。障害者権利条約の取り組みの中で、国際障害者年で残された課題を解決していくことが重要です。

それと、1981年の国際障害者年の時の社会的な背景と、今、権利条約の目前にしている背景は大きな違いがあります。今、人口構造の変化による高齢社会や財政的な問題があり、高齢者や障害者に負担を求めている方向が強くなってきています。

それに、経済、福祉、医療、教育などの改革の中で、障害者だけではなく、国民全体の生活不安が高まってきています。ワーキングプアというのは、昔は無かった言葉です。年間200万円以下の給料しかもらえない若い人たちが1千万人以上になっているという悲惨な現状があります。

私は、国民全体の暮らしが不安になるという背景の中で、障害者問題が埋没してしまうのではないかと危機感を持っています。この背景を考えると、国際障害者年では障害者に的を絞った取り組みが可能でしたが、今回の権利条約の中では、障害者だけではなく、広く国民的な課題としていく必要があると思っています。

私たちは、障害者福祉施策は、国民全体の社会保障を底上げし、支える基盤であるという考え方で運動をしています。今回の障害者権利条約の取り組みでは、広く国民的な課題として捉え、大きな運動に盛り上げていく必要があるのです。

最後の今後の課題ですが、署名が終わって、国会での批准がいつ実現するかですが、これは非常に不透明で、複数年を要するとの見方もあります。子供の権利条約を例にとってもかなりの歳月を必要としました。

厚生労働省は、できるだけ早く見直しを行いたいといっていますが、具体的な取り組みが見えていません。

日本政府は、国連の採択に賛成し署名もしましたが、なんと申しますか、もたもた感じがします。

したがって今のところ、批准がいつになるかわかりませんが、私たちとしては、批准を急ぐのではなく、国内法の見直しが優先されるべきであり、権利条約の理念とか条項に沿った法律の見直しができない部分については、新しい法律を作っていくなどの批准以前の作業が必要なことを認識すべきです。

私たちのなすべきこと

まず、当面の取り組みとして考えられることは、一つは、権利条約の理念、存在を社会全体に浸透させることです。日本の障害者を含めた国民全体の権利というものを大きく発展させていく条約であることを訴えていく取り組みが重要です。2つめが、先ほどもいいましたが、国内の関係法の見直しや新しい法律の整備が必要です。特に、自立支援法をはじめとする障害者に関する法律は、権利条約の理念や条項に照らし合わせて見直していくことです。今後の取り組みの基本的な課題ですが、これについては、日本障害者フォーラム幹事会議長の藤井克徳さんが次のように方向付けていますので、お知らせします。

ひとつは、これからの条約に関する取り組みにおいては、当事者の参加が重要であり、その参加の度合いは条約の実効性を大きく左右するに違いないということです。日本のすべての障害者団体の力量が問われるということです。2番めが、条約締結に向けて、条約に照らして国内法や行政慣行をしっかりと吟味し、条約規定に抵触する部分があれば、それを早急に変更しなければならないこと。3番めが、条約を正確に解釈することです。今、皆さんのお手元にあります資料の翻訳ですが、長瀬修氏の翻訳と日本政府が仮訳した比較表があります。見方としては、長瀬氏の翻訳については、権利条約の理念、条文をより正確に障害者の側に立って訳していこうとする姿勢が見えていると思います。

日本政府の訳については、国内法の見直し、財源等との絡みなど、政府のいろいろな考え方があって、権利条約の理念にきちんと対応するような翻訳になりきれていないとの見方もあります。

権利条約の理念や方針を正しく理解することは大切なことですので、翻訳への関心を高める必要があります。4番めが、私のことは私たち抜きに決めてはならないということです。障害者自身が積極的に参画することです。これは権利条約の取り組みだけではなく、障害者に関する様々なことに、障害者が関わることが基本であるとの方針でもあります。どのような事であっても、障害者に関することは、障害を持つ当事者抜きで決めてはならないということ。これは、障害者運動の基本的、永遠的な方針とすべき課題でもあるでしょう。

5番めが、権利条約推進議員連盟の国会議員の皆さんと連携を一層密にすることです。基準と国内法の見直しなど、内容がどうなるかは、国会での対処方法で決まっていくわけです。国会議員はもとより、地方議会の議員の皆さんとも結びつきを持っていくことです。中央においては権利条約の理念にも基づいた日本における障害者差別禁止法制定の動きを強めていくこと。地方においては、都道府県、市町村段階の障害者差別禁止条例制定の取り組みを行うことが重要です。

私たちは、都道府県、市町村に、自立支援法関連などの要望を出していますが、障害者差別禁止条例を作ってください、という要望を入れるなどの具体的な行動を起こすことです。これらの課題を対応していくにあたっては、条約の基本的な指針となっている「合理的配慮」を中心に据えることです。

「合理的配慮」とは、権利条約が出した新しい理念であると思います。それをどう私たちが貫いていくのが課題となると思います。

今回の北海道における地域フォーラムは、前回の名古屋に続いて2回目のフォーラムになります。今回のフォーラムが契機となって、北海道で大きな運動が展開されることを期待しています。

今後も一緒になって取り組んでいけるとお思いますので、うれしく思っております。JDFには全国レベルの12団体が加盟しております。皆さんもその一人であるわけです。これから非常に大切な運動が必要になってきますので、どうぞよろしくお願いいたしまして、基調報告を終わります。



プロフィール

熊本市で弁護士事務所を開設しており、2007年4月からは、熊本学園大学教授も務めている。2003年から2006年まで国連障害者人権条約特別委員会日本政府代表団顧問を務めた。現在は、DPI 日本会議条約担当役員、日本障害フォーラム (JDF) 障害者権利条約小委員会委員長、日本弁護士連合会障害をもつ人の差別禁止法調査研究委員会委員、全国自立生活センター協議会 (JIL) 人権委員会委員長代表等を務めている。

はじめに

権利条約では総論的なことをずいぶん話してきましたので、今日は少し各論としてということが書いてあるかということをお皆さんにわかってもらえればと思います。

この条約の中身については資料をご覧ください。条約の政府仮訳と川島さん、長瀬さんの仮訳を対比しています。

最初に前文があります。この前文には非常に重要な考え方などが出てきます。例えば、(e)には障害がどういふものかということが書かれています。この前文は、そのほかにも重要なことがありますが、法的には拘束力を持ちません。しかし、1条以下について、どのような視点で解釈すべきかということが書かれていますので、そういう意味で前文も非常に重要です。

次に1条目的、2条定義とあります。この2条に手話は言語であるとか、差別は何であるかということがありません。3条が一般原則で、4条が一般的義務。この4条というのは国が何をしなければいけないかという義務について、一般的なものを書いています。これらも重要です。

それから5条が、平等及び非差別という、差別禁止の部分です。差別禁止は2条と5条が基本になります。条文としては9条までが総則といわれるものになります。総則というのはすべての分野に適用されるもので、すべての権利の前提になるわけです。

次に6条、7条は、障害のある女性、障害のある子どもということで、障害の中の一定のグループの規定を設けています。8条は意識向上で、9条がアクセシビリティということで、ここまでが総則です。

10条から各論的な権利の規定があります。それぞれ非常に重要な意味を持っておりますので、一通り目を通してください。そういう権利の具体的な規定が30条まであります。

各論としては30条までが人権の規定ということになります。

31条以下は、この条約をどうやって実施していくかという国内の問題と国際的な仕組みについて触れている部分です。ですから、権利の実態という部分では30条までで、どう実行していくかということが31条以下です。

ここまでが条約の大枠の話です。それで、この条約について、政府訳と川島・長瀬訳を対比させています。その問題点の指摘については、一番右の欄にコメントがあります。これを見ると政治の姿勢というものがよくわかります。この条約をいかにしたら弱められるかということが感じられます。

障害者権利条約について

それと先ほど安藤さんのお話にもありましたが、条約は、2006年12月に採択され、署名式が翌年の3月

31日でした。それから各国は署名、もしくは批准という合意をしてきました。

この条約は20カ国の批准によって効力を発します。現在ではまだ20カ国に至っていませんから、効力がない状態です。しかし、5月の中ぐらいには20カ国に達するだろうと情報が入っています。そこで、この条約の策定に参加した世界と障害NPOが集まって国連でフォーラムを開くことになっています。

日本は署名しましたが、批准はしていません。これまでも条約が成立すると、国内では早く批准という声が出ますが、形式的に批准をしても中身が伴わないと何も役に立たないわけです。

私たちは、条約そのものが欲しいのではなく、条約を武器にして国内の法律を変えていくことが目的です。だから、おざなりの批准であれば、批准する資格はないと声を上げなければいけないかもしれません。ですから、条約ができて、万歳ではなく、国内の戦いはこれからです。実質的に国内の法律を変えていくことが一番大切です。

障害者の権利条約が批准されると法律的にどうなるか。条約と法律は難しい問題がありますが、簡単に言いますと、日本国内で言うと、まず憲法があります。そして、通常は、その下に法律があります。条約が批准されると、この憲法より下だけれども、法律よりは上ということになります。

現状では、障害者の人権に関して言うと、実質上、障害者の人権はありません。いろんな法律がありますがけれども、基本的には政策に関する法律で、しかも考え方としては、かわいそうな障害者をどう救済していくかというものです。こうした法律が体系をなしているのが日本の法律の特徴です。保護する法律はありますが、権利を守る法律ではありません。

ですから、この権利条約が批准されるということは、私たちの人権が生まれるということです。私たちにとっては、憲法に等しいようなものが国内に誕生するということです。そういう大きな力を持つ条約から国内を見るとどうなるのか、各論的なお話をしたいと思います。

まず5条の差別についてですが、日本で差別は良いのか、悪いのかという質問は出ない。差別イコール悪いことだとなっています。でも、日本は内心の自由は保障されています。ですから、心の中で障害者が嫌いだ、障害者が差別されても何とも思わない人がいても、それは内心の自由です。もちろん、差別行為が外に現れれば別です。でも質問すると、みんな差別はよくないと言う。それでは差別はなんですかと聞くと、みんな黙って誰も答えられない。答えられないということは、わかっていないということです。そして、それは誰も教えてくれない。教育の中でも教えてもらっていない。

だから、自分が受けた差別もわからない。そうした状況に戦後ずっと置かれてきたから差別がなくなる。今度の権利条約で一番重要なのは、差別が何であるということをきちんと書いたということです。

日本国憲法では差別はいけないと書いていますが、差別が何かとは書いていない。しかも、例文で障害者の差別が、これまで禁止されていない。この条約で初めて差別はいけないということと、差別は何であるかという両方が規定された。

その中身で言うと、直接差別、間接差別、合理的配慮というのがあります。

この合理的配慮というのが非常に大切なことです。他が削られても、ここは削ってはいけない部分です。ここはもめて、もめてやっと入った部分です。これまで、社会は障害者がいないがごとく発展してきた。いろいろなシステムの中に障害者が組み込まれてなかった。普通のシステムの中にないから、助けてくれというしかなかった。もちろん、助けてくれというと、多く的人是は助けてくれます。でも、本当に助けて欲しいときは無視したり、差別したりする。しかし、合理的配慮では、善意だけではなく一定の部分は当然のこととして規定され、それをしないことが差別だとしている。

例えば、私は熊本から札幌に来るまで何人にもお願いしますと頭を下げて、手伝ってもらう。今度からはお願いというレベルではなく、当然の権利として社会の最低限のルールとしなければいけないことになる。それが合理的配慮です。だから、身近な自分たちの生活の中で、何が合理的配慮なのか、自分たちでそれぞれ考えて

いくということがとても大事です。

先日、JIL(全国自立生活センター協議会)で集会がありました。そこで、どういう差別があったか聞いても出てこないが、嫌な思いを聞くとたくさん出てくる。ですから、自分たちの足元の差別が何なのか。そこを認識しないで、こういう話をしても抽象的なことで終わってしまいます。

今日の資料で私が用意した千葉県のアンケート資料が入っています。(54ページ~)

これは700くらい事例がありますが、千葉県で差別禁止条例を作るときに、どういう現実があるのかということで集めたものです。本当に生々しいものがたくさんあります。こういうことがたくさんあるのでしょうかけれども、障害者自身があまり意識していない。ちょっと障害種別が違くと、まったくわからない。だから、自分たちの現実を知り、条約の定義に当てはまるのかどうか障害当事者自らから自分たちの足元を明らかにして、それをきちんとした資料にして世の中に明らかにしていく。そういう作業をやって欲しいと思っています。

次に差別禁止法の設置についてですが、先ほどの定義ではまだまだ抽象的です。移動に関して差別は何なのかなど、具体的な物差しを現実に基づいて作る必要性があります。

それで、アクセシビリティというのがあります。日本ではバリアフリー新法というのがありますが、これは建物や公共交通機関の利用とかについてです。これがなぜ9条という早い条項で触れているかということ、こういうものが利用できないと現代の日常生活は送れない。いくら自立生活といっても、その前提となるものが利用できなければ、話にならない。例えば、職業選択の自由は普通の人は当たり前です。しかし、障害者はその会社の入り口まで行くことができなければ、職業選択の自由は絵に書いた餅です。

だから、このアクセシビリティはすべての権利の前提です。現状の日本でない部分は情報という部分です。情報とか、コミュニケーションの障害をなくせということですが、放送法では字幕をどの程度付けなさいという努力義務の規定があるくらいです。やはり、この部分では物的なバリアフリー法に匹敵する情報バリアフリー法を作る必要があります。その他のサービスについての法律も必要です。そういうことを権利条約は言っています。

次に12条と17条の法的能力とインテグリティ(不可欠性)です。自己決定ということがずいぶん言われていますが、一定の判断力がない人については法律で後見制度のいうものが設けられています。しかし、この制度は自己決定とは矛盾するものです。この条約では誰かの支援を受けながら、最終的には本人が決めるという考え方が入っています。本当に植物状態で、まったく判断力を失っているという極限状態では後見制度も必要かもしれませんが、成年後見制度がつく場合は非常に幅広い。必要ない人にもついている場合がある。そういう意味では、今の成年後見制度は見直しが必要です。この条約の中には特に支援していくということは入っていません。

それから自立生活にも関係するのですが、自らの意思に反して強制的に収容されること、これまでの精神保健福祉法とか、行政隔離処分は基本的にはだめだとなっています。しかしながら条約がすべてを撤廃するまで言っているかは読み方でいろいろな判断があります。現状で見ると、医療観察法(略称)の保安処分が非常に問題であると私は思います。精神障害を持つ人の再犯率が高いとか、危険だというデータはどこにもない。精神障害者だけを偏見に基づいて隔離している。こういうものは撤廃されていかなければならない。

日本の刑事訴訟法、民事訴訟法では障害の存在がまったく無視されて作られている。だから、この前の宇都宮事件とかでは、真犯人ではないのに犯人に仕立て上げられそうになった。例えば、知的障害を持つ人は、シャバでは1000人中4人。塀の中では22%くらいいます。なんで、こんなにいるのか。知的障害者の人は犯罪傾向が強いのか。そんなことはない。そこではベルトコンベアー式に犯罪を犯したとして処理されている現実がある。これは知的障害者だけに問題ではなく、すべての障害者にも当てはまることです。だから、刑事も民事もかなり変えなければならない。

宇都宮事件

05年2月に栃木県宇都宮市でおきた強盗事件で重度の知的障害者が逮捕・起訴された。しかし、公判中に真犯人が

現れ無罪が明らかになった冤罪事件。その後、県(県警)と国(宇都宮地裁)を相手に、損害賠償を求めた。国家損害賠償裁判を起こし、08年2月29日宇都宮地裁で同地検の違反捜査を認定する判決が出る。

19条は、自立生活のことが書かれています。インクルージョンの説明は難しいのですが、反対の言葉は排除です。だから、排除するなということです。

この自立した生活という言葉が書かれたものは人権条約上、他にはありません。初めてとなります。それは他の人権条約では、自立と生活は当たり前になっているからです。ところが障害者は隔離処遇されてきた歴史がある。現在でも日本では約60数万の人が施設で暮らしています。そして、何十年も施設で暮らしている人が多い。そういう施設処遇を変えるんだというのが19条です。

例えば、日本では身体障害者福祉法に障害者の定義があります。その定義に該当しないと障害者自立支援法の支給が受けられない。ところが定義が狭いために、そこから漏れている人がたくさんいる。この条約は、そうした線引きをして排除することをやめなさいという趣旨で「すべて」と書かれています。必要なニーズを持った人を排除しないような定義にしていけないといけな。これは障害者自立支援法の障害程度区分も同じです。

それと選択の自由ということが書かれています。しかし、様々な条件がなければ、選択の自由といわれても結局選べないことになる。例えば、障害程度区分の中では決められたサービスしかない。こうした作り方は選択の自由とは相反する。それと地域社会で生活する平等な権利と書いてあります。こんな言葉も初めてだと思います。大事なことは地域社会で生活することは権利だと書いてあることです。これは予算の問題ではないんです。今はどういう生活をするかは予算の範囲で決まってくる。この地域だったら、このくらいのサービスで、その枠内で自分の生活をする。しかし、権利はそういった予算の枠で制限されるものではない。地域社会で、障害の持たない人たちがいろんな選択をして暮らしている、それと同じ範囲での選択ができなければ、地域社会で暮らす平等な権利とは言えない。普通に働くということもそうです。ですから、ここで言う、平等と権利という言葉は重要です。

でも、障害者自立支援法では通勤に移動支援サービスは使えない。それは平等な権利を侵しているということです。

例えば、聴覚障害の人が会社で働き、会議でも独りぼっちにされる。会社の中でコミュニケーションをとって働くということは当たり前のことです。ところがそれをサポートするサービスがない。そして、みんなそれが当たり前だと思っている。だから、平等な権利というのは非常に重要な言葉です。

障害のない人には当たり前のことでも、私たちに当たり前にない現実がある。そのことに私たちは慣れすぎてきた。しかし、それは権利を侵害するものです。そういう意味で自分の足元を見ないといけな。

この意味をそれぞれの生活の中で考えて欲しいなと思います。

それと最初の居住地及び、どこで誰と住むかについてですが、これは自己決定ということです。これは先ほどの施設や強制収用という部分にも関係します。他に選択肢があって、それでも施設が良いというなら別ですが、事実上、地域で生活する選択肢がないからやむなく入るわけです。条約の趣旨から言うと、地域生活に移行できるように、自立支援法の中にきちんと盛り込まない限り、支援法は違反になると思います。19条の自立はすべての範囲について言ってます。例えば、通勤、通学の支援です。当然あってしかるべきです。公共交通手段が充実されていればいいですけど、現実違いますから、個別支援とする仕組みが必要です。

それは移動だけではなく、コミュニケーションについてもです。例えば、聴覚障害者が銀行に言って通帳を作るときに行員とやり取りに難しいことが多い。そういう場合に通訳者をこちら側が連れて行かないといけな。それとも銀行側で用意するのか。これまではあまり問題になっていなかったんで、お願いするしかなかった。自立支援と合理的配慮は重なった部分がありますけれども、そういうことも、この条約では問題になるんです。

28条で、いろんなサービスは負担可能な範囲で、とあります。これは障害当事者にとってなのか、誰にとっ

て可能な負担かということがあります。言葉を換えれば、応能か、応益。だから、サービスを受けて1割負担するという障害者自立支援法は、この条約からすると基本的に違反しているといわざるを得ない。

次に21条です。個々で大事なのは自分の選択する手段で情報を発信し、受ける自由の権利の確認です。日本政府はこれまで手話にしても点字にしても、なるべく一般に合わせなさいという対応でした。ところが、ここでは自ら選択するあらゆる形態のコミュニケーション手段とある。特に公との交渉ですね。ですから、こちらで準備するものでなく、相手の側が対応する準備をしなければいけない。民間については奨励ということで、少しトーンとダウンしています。

次に24条教育ですが、これはこれまでいろいろなところで議論されていると思います。日本の原則分離という教育はだめだということです。障害があってもなくても同じ環境で学びあうということが書かれています。ただ、第2条で手話が言語であるという規定がありました。教育の部分でも手話を習得する機会保障ということで書いてあります。手話の習得は、同じ言語集団の中でないと難しい。その部分で、初等教育で手話ができる教員による機会保障というのが必要となってきますので、形としては分離ということもありえると思います。

しかし、それは高等教育でも分離で良いといっているわけではない。高等教育では同じ場で手話とか点字を保障する。それは合理的配慮という形で保障する。

次に27条労働及び雇用です。ここではあらゆる形態の雇用における差別の禁止。特に合理的配慮という言葉が書いてあります。ここはパネルディスカッションでも出てくると思いますが、簡単に言うと一般就労は他人に迷惑をかけないという条件なら雇う。だから、自分のことは自分でしろというのが日本の一般就労の考え方です。だから合理的配慮なんてしないというのが前提です。だから、これまで自分の体を仕事に合わせて頑張ってきた。この条約から言えば、逆に職場環境が変わらないといけない。

それと日本は一般就労と福祉的就労と分かれている。自立支援法で若干一般就労への就労移行支援などといわれていますが、この条約には一般就労と福祉的就労という区分けはない。分けることを良いとっていない。労働に関する法律で福祉的就労に該当するものはない。しかし、実質働いているということから見ると、大卒の見直しをしないといけない。それと一般就労を支えている部分で、雇用促進法というのがあります。ところが、特例子会社制度とか、最賃除外制度とかがある。

特例子会社は、本体の会社の賃金体系とまったく別体系です。これは一般就労の中で施設を作っているようなものです。しかし、この条例では社会から排除するな、差別するなといっている。

この条約は差別禁止だけでは難しいので、雇用割り当て制度を入れましょうとなりましたが、今の雇用促進法の差別的な運用をなくしていくことです。例えばダブルカウントもそうです。簡単に言うと、障害者は2倍手がかかる。能力的に言うと半人前。だから、1人だけど2人雇ったことにするということです。こういうことが何の疑問もなくあることがおかしいし、障害当事者の中でも問題にされていないのがおかしい。こうした現実を考えないといけない。

差別を知り、団結する

2001年に国連のある委員会が差別禁止を作れと勧告したんです。日本政府はそれに対して何もしていない。障害者基本法で差別的な取り扱いをやめましょうと理念を入れたくらいです。

そのことに障害当事者は何の関心も持たなかった。それが人権後進国を許している。自分たちの扱いがどうなのか。簡単に言えば、なめられている。そのことを自覚しないと運動なんてできないと思います。

それから、この権利条約について書いた本「障害者の権利条約Q & A」というのがあります。この中で、先ほどの千葉県の事例なども紹介しながら差別について書いています。その項目ごとに直接差別、合理的配慮の問題というふうに書いています。わかりやすいと思いますので、ぜひともお読みください。

やはり、日本の政府を動かすためには一定の世論を動かしていかないといけない。単にお頼みでできるものではない。権利を認めさせるということは、それだけの現実があって、相手方を納得させるような武器を私たち

が持たないといけない。そういうことでいうと、いきなり法律は難しいかもしれない。

千葉県では名称は違いますが、実質差別禁止条例ができた。それは何が差別か、虐待かなど障害のない人たちとも一緒に議論しながら、理解を求めながら進めてきた経過がある。地域、地域でそういうものを作っていくことによって全体の意識を変えていくことが必要だと思います。

差別禁止法というのは名前が強烈ですから、なかなか受け入れてもらえないと思います。違反者に対して処罰することもいい方法かいうと、必ずしもそうではない。ひどいものに対してはいいが、基本的には何が差別なのか、差別でないのか、何が合理的配慮なのか、指し示す物差しを作らせるということです。物差しがなければ行動基準がない。それから、司法までいかないで、行政の段階で斡旋、調停してくれる仕組みを作らせる。

それと自立支援法の問題です。国は本当に無責任です。福祉は国の責任で、市町村じゃない。ところが自立支援法は責任逃れの法律になっている。しかし、現実がある以上、市町村がこの条例と絡めてどうやっていくのかということもある。

一番肝心なことはみんなが団結するということです。これまでの自立支援の取り組みの中で機運は高まってきました。そういう動きを皆さんで作っていただけたらと思います。

パネルディスカッション

「条約」批准でどう変わる。どう変える。私たちの暮らし」

- ・コーディネーター 藤井克徳氏(JDF 幹事会議長・日本障害者協議会常務理事)
- ・パネリスト 鈴木孝幸氏(社会福祉法人日本盲人会連合情報部長)
山本真理氏(全国「精神病」者集団)
西村正樹氏(JDF 地域フォーラム in 北海道実行委員会事務局長)
田中耕一郎氏(北星学園大学社会福祉学部教授)
- ・コメンテーター 東俊裕氏(JDF 権利条約小委員長・DPI 日本会議条約担当役員)
- ・指定発言者
 - ・社団法人北海道ろうあ連盟副連盟長 佐藤英治氏
 - ・北海道重症心身障害児(者)を守る会副会長 太田由美子氏
 - ・社団法人北海道手をつなぐ育成会会員 栄利美恵子氏
 - ・NPO 法人全国精神障がい者地域生活支援センター理事長 能登正勝氏
 - ・きょうされん北海道支部事務局長 片山和恵氏
 - ・札幌みんなの会事務局長 土本秋夫氏



コーディネーター：藤井克徳(JDF 幹事会議長・日本障害者協議会常務理事)

プロフィール

1970 年より都立小平養護学校(肢体不自由)に勤務。その傍ら、共同作業所全国連絡会の事務局長に就任。同養護学校教諭退職後、あさやけ第二作業所(精神障害者共同作業所)所長に就任。同作業所退職後、きょうされん常務理事に就任。

その後、第二リサイクル洗びんセンター(精神障害者通所授産施設)施設長、埼玉大学教育学部非常勤講師を歴任。その他現職として日本精神衛生会理事、日本精神保健福祉政策学会常任理事など、役職多数。

先ほどから安藤ろうあ連盟理事長の方から基調報告があつて、東さんから基調講演がありましたので、大分、この権利条約についてはご理解いただけだと思います。

この条約の考え方は、社会の仕組みとか、社会を考えていく場合に障害を持った人をど真ん中にすえなさいということです。それから悲しいことや我慢することや嫌な思いを減らすことにあります。つまり人権や差別防止

の最低基準を上げていく役割や意味があるんだと伺ったように思います。

これからのパネルディスカッションというのは、いま私たちは何をすべきかについて、特に暮らし、生活、そういう具体的な自分たちの日々の生活と結びつけながら考えていこうと思います。

そこで、全国団体から2人のパネリスト、そして地元から2人のパネリストということで、全国的な視点と北海道の視点も合わせて議論していただこうと思います。

狙いは3つです。一つは改めて基調報告や基調講演をいただきながら、障害者権利条約の本質を具体的に深めていこうということが1点。

2つめは、これは大きいのですが、批准ということが出ました。批准というのは、国会で承認をして国連に手続きをして日本が条約を受け入れたということですが、これに向けて、いま何をすべきか。

3つめは、北海道という地域、逆に全国から地方をどう応援するかという当面の課題を深めていこうと考えています。

今日は壇上の4人に加えて、会場の皆さんを代表して6人からの発言を用意しています。いろんな障害の種別や団体ですね。途中では東さんからもコメントをいただきます。

そうことで、大変大所帯で進めてまいりますので、先ほどの柱を少し小分けしながら、ディスカッション風に進めていこうと思います。

以上で前置きを終わりにして、早速入っていきたくと思いますが、第1点めの柱を改めて条約の意義、意味を鈴木さんからお話いただきましょう。

鈴木孝幸(社会福祉法人日本盲人会連合情報部長)

プロフィール

1971年、15歳の時サッカーの時のケガがもとで失明する。その後、神奈川県立平塚盲学校入学、岡田整形外科(神奈川県厚木市)、座間市役所に就職し、2007年4月から現職となる。

その他、日本盲人会連合スポーツ協議会会長、日本フロアバレーボール連盟会長、全国障害者スポーツ大会参与、NPO 法人神奈川県視覚障害者福祉協会理事長、財団法人神奈川県身体障害者連合会副会長、座間市視覚障害者協会会長、NPO 法人座間市障害者団体連絡協議会副会長、NPO 法人緑の家理事長、障害者地域作業所「緑の家」運営委員長、ビューネット神奈川副会長の役職を務めている

皆さん、こんにちは。視覚障害者の代表をさせていただいております日本盲人会連合より参りました。よろしくお願いたします。

この権利条約の意義ということですが、私たち視覚障害の立場から言わせていただくと、大きくは3つあるかと思っています。

1つは、移動の問題です。いわゆる安全かつ快適に、また自分の自由に移動できるかどうかということですね。

2つめは、いわゆるコミュニケーションといいたまいますか、情報保障という問題の部分。

3つめには、雇用就労ということでもあります。

細かく言いますと、いっぱい出てくるわけですが、大きくはこの3つについて改善をしていける足がかりができてきたなというふうに思っています。

やはり、個々に移動でしたら、安全かつ快適にといいましたが、そういった部分のハード面、ソフト面の問題、それからコミュニケーションという場合の点字だけでなく、拡大文字や音声での情報提供だったり、もう少しい

と今話題の地上デジタル放送といった問題も含まれてきます。雇用就労のところでは、新しく就職をしたいときの試験の問題。点字の問題ですとか、最近パソコンを使ってほしいとか、就職をするときの色々な要望とかも出てまいります。それから最近では中途の視覚障害者の方が多くて、働いている場所で視覚障害になったときは、職場復帰できない。職場での就労継続がなかなか難しい。こういう中で合理的配慮なども踏まえて、これらを肯定させる良いきっかけかなと思っています。

山本眞理(全国「精神病」者集団)

プロフィール

全国「精神病」者集団窓口係、世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク理事 著書『精神医療』フォービギナーシリーズ 現代書館 1990年 長野英子名 訳書『精神医療ユーザーのめざすもの - 欧米のセルフヘルプ活動』解放出版社 1999年 メアリー・オーヘイガン著共著『自立生活運動と障害文化 - 当事者からの福祉論』全国自立生活センター協議会発行 現代書館発売 2001年 団体編「全国「精神病」者集団の闘い」長野英子名

私たちにとって一番この条約と意味というのは、今日もピラをまいている団体の、すばらしい団体名ですが、ピープルファーストです。つまり私たちは、まず人間である。

どんな障害を持っていても人間であるということが確認された。このことですが、例えば、第12条では、こういうふうにかいてあるんですね。「締約国は障害のある人がすべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する」。

確かに世界中どの国でも障害者は人ではありませんという法律はありません。障害者を殺したら、やはり殺人罪です。しかし、実際に人として扱われているかということが大きな問題だと思います。

私は、反差別の闘争というのは、人間は何かという概念を拡大してきた闘争だと思います。つまり、昔は奴隷は人間ではなかった。女も人間ではありませんでした。そして、先ほどの東さんのお話にあるように、今の法体制全体が障害者がいないかのように作られてきて、今の法体制全体が人間としてるのは、たぶん、男で、健康で、壮年の金のある人。大体これが基準だと思います。これが人間。こういう人間が有利なようにすべての法体系ができています。逆に言えば、こういう人たちに最大限の配慮をした法体系ができています。これに対して、私たちが今度獲得した条約は、私たちが人間ですということを再確認したんです。もちろん、否定はされてないから新たに宣すとは書いてます。再確認と書いてあります。

そしてこの条文、12条は、私たち全員がほかの人と同じように、障害を持つのが持つまいが、ほかの人と同じように法的能力があると宣言しています。ですから、私たちの選択や好み、意思を尊重することと書いてあります。ですから、例えば、確かに意識不明、誰もその人が、周囲の人がその本人の意思が確認できないというときは別として、例えば、どんなに障害が重くても、いやだといっている人を精神病院へ閉じ込めてはいけない。いやだといっている人を施設に隔離してはいけないということになるんです。

そういう意味で、この12条の解釈は非常に大きな意味があって、この12条が決して例外を作っていないんです。すべての障害のある人といっていることの意味は、非常に革命的な意味があります。

従って、これの国内法の完全履行というのは大変な努力がいりますし、世界各国でこれを完全にクリアしている法体系を持っている国はありません。

いま私どもは、世界精神医療ユーザーサバイバーネットワークという国際組織として、この条約全体の履行マニュアルを作りました。翻訳ができれば皆さんにお知らせしたいと思います。

それからもうひとつ、12条の法的専門家による公開書簡というか、解釈の手紙みたいなものを作りました。

ジェイアールドキンさん、障害者差別禁止法の権威ですが、もうすでにサインをいただいています、12条の解釈はこうやるべきだという文章を用意しています。私たちは人間だ。ピープルファースト。この精神でこの条約の解釈、履行、監視を行っていきたいと思っています。

西村正樹(JDFフォーラム in 北海道実行委員会事務局長)

プロフィール

1979年札幌商科大学(現札幌学院大学)在学中に空手道部の合宿中に交通事故に遭い、以降、車いす生活となる。1981年、北海道庁に採用となり、石狩支庁総務部社会福祉課、保健福祉部障害者保健福祉課などを経て、現在は、道立心身障害者総合相談所に勤務している。

2002年10月に札幌市で開催された「第6回DPI世界会議札幌大会」では、組織委員会事務局長を務め、現在、DPI日本会議副議長、DPI北海道ブロック会議議長等も務めている。

私は車いす使用者としての視点だけではなく、地元の実行委員会という立場でお話をさせていただこうと思っていますので、総論的な視点と課題別の視点から触れていきたいと思っています。まず条約のひとつの大きな意義につきましては、山本さんからピープルファースト、人であるという重要なことが確認されておりますけれども、もうひとつは、東さんのお話にも若干出ておりましたが、障害者に対して、これまでになかった新しい権利をつくるものではないということが確認がされていることが重要なことと思っています。

それは、これまで障害を持つことによって、様々な場面から障害者は排除をされてきた。地域生活からも、交通アクセスからも、就労の場からも排除されてきた。その排除されてきた理由が、その人自身の機能や形態などの障害である。であれば、その排除はずされてきた現実を改善していく、つまり失われていた障害者の権利や尊厳を回復していくということであって、特別改めて障害者のために新しい権利をもたらすものではないということがひとつ大きな確認であると思っています。

そういった中で、先ほどいろいろな分野についてのお話がされましたが、私は、障害者雇用について発言したいと思っています。

障害者の一般就労につきましては、福祉ではなくて、雇用政策ということで、障害者の雇用の促進に関する法律というものが定められ、この間、障害者雇用が進められてきました。国の発表によりますと、その数は飛躍的に伸びてきていると報告されています。しかし、本当なのかということをお私たちは、この権利条約の内容から我が国の障害者雇用の実態とを比較することによって、改めてこの課題について考えることができると思います。

例えば、障害者権利条約では、公務部分における障害者雇用に重点課題としていますが、都道府県や政令都市のホームページを見ると障害者の採用試験の応募要件が確認できますが、それを見ていくと問題と感ずる記載が結構あります。例えば、活字印刷物に対応することが可能である方、あるいは口頭面接による対応が可能である方、こうした内容が障害者の採用試験の受験要件とされています。もちろん視覚障害者や聴覚障害者の受験できないとは示していませんが、こうした受験資格の意味することがご理解頂けるでしょうか。

これは表現を変更すると、視覚障害があっても活字が見えない人は試験を受けちゃいけない。耳が聞こえなく、手話通訳をコミュニケーション手段として必要とする人は口頭面接に耐えられる人ではないということを受験要件が無いということなんです。これが果たして本当に障害者の雇用に促進していくという状況なのか。権利条約でいう合理的配慮という概念と照らし合わせたときに、こうした要件等をはじめ、これまで当たり前のように障害者が受けてきたことを私たちは検証していかなければいけない。そんなことが見えてきたことが、この条約の意義のひとつと思っています。

田中耕一郎(北星学園大学社会福祉学部教授)

プロフィール

障害者福祉論、障害学を専攻している。大阪府出身。知的障害者更生施設職員、障害者労働センター職員等を経て現職。北海道地方障害者施策推進協議会委員、北海道自立支援協議会委員、札幌市障害者福祉施策推進協議会委員、札幌市福祉のまちづくり推進会議委員等を務めている。著書に『障害者運動と価値形成』(現代書館)他がある。

私、社会福祉を専門としてきましたので、現在の福祉政策の動向との関連で権利条約について少しお話をしたいと思います。

この度の権利条約が福祉政策において特別な意義を持っていることは、逆に言えば、現在の福祉政策がいかに反人権的な方向で進んでいるかということを表しているのだらうと思います。ご承知のように小泉改革をひとつの契機として新自由主義という考え方に基づく社会政策が行われてきました。新自由主義というのは極端な個人主義と自己責任をルールに置く考え方です。

この新自由主義に基づく福祉政策はいわば「社会投資としての福祉」だと言えます。投資というのは、利益の回収が見込めるところへのお金の投入ですから、これを福祉政策の文脈で言えば、ある人々に福祉サービスを提供することによって、その人たちが将来、社会に利益を還元できる、つまり、福祉サービスを受けることによって将来、労働者になって、税金を納められるという見込みに基づいて福祉サービスが提供され、それが正当化されていくということだと思います。

これを耳障りの良い最近のキャッチフレーズで言うと、「自立支援」や「再チャレンジ」、「福祉から雇用へ」という言葉だと思うんですね。

問題は言うまでもありませんが、この「社会投資としての福祉」は福祉サービスを提供されても将来労働者、納税者になれない人たちを切り捨てていく、ということです。それが政策として表現されたのが、一昨年我的生活保護の高齢者加算や母子加算の段階的な廃止であったり、あるいは障害自立支援法における応益負担の仕組みの導入等だと思います。

先ほど冒頭で、安藤さんが国際障害者年以降、重度の障害者が置き去りにされてきたとおっしゃいました。現在はそれよりも深刻な事態が進行しているように思えます。つまり、重度の障害者が、「社会投資としての福祉」の陰でだんだん切り捨てられようとしている状況がある。しかも、さらに問題は、この「社会投資としての福祉」は新自由主義の自己責任という考え方を反映しながら、切り捨てられることの責任を、切り捨てていく政策の側ではなくて、切り捨てられる側の自己責任に還していきます。「自立支援」や「再チャレンジ」のチャンスは政策的に準備されているんだから、それを活かさなくて切り捨てられてしまうのは、切り捨てられる本人の責任だ、という考え方です。

権利条約の意義を、現在のこのような福祉政策の文脈で言うのであれば、この「社会投資としての福祉」の進行を食い止めるひとつの契機となりうる、と言えます。

藤井

今のお話の中で、山本さんは12条という問題提起をされましたが、目下の精神障害をめぐる問題というのは、おびたらしい数の社会的入院という、国際的に恥ずかしい現象はちっとも変わらない。同じく、知的障害者の入所施設偏重政策も同じですね。

つまり、共通なのは主張できない者がそういうのっぴきならない状況におかれている。

あるいは医療観察法、こういう精神障害者をめぐる、のっぴきならない問題が、具体的にはどう条約を使っていくか、批准の前の段階でも使い方があってと思うのですが、その点のお考えはいかがですか。

山本

おっしゃるとおり、日本は精神障害者を世界で一番閉じ込めている国です。

というのは、いわゆる発展途上国は、施設とか精神病院を建てるような余裕が無いので、施設も精神病院も無い。そして、いわゆる先進諸国は1960年代に病院での治療というのは例外的なものであって、地域で治療を受けるのだというふうに政策転換をした。従って、日本だけ突出して世界で一番精神障害者を閉じ込めています。

知的障害者の手帳を持っている人を母数として考えると、知的障害者の方の隔離収容率は、たぶん精神障害者よりも高いと思います。

こういうものを変えていくには、ひとつには直ちに施設と精神病院を壊せではだめであって、19条の地域で生きる権利。自立生活の権利というものをどれだけ実質的に、それこそ私たちの障害に配慮した支援をどれだけ実質的に保障できるかということだと思います。一応、ひとつ今日の資料の24ページに私どもが考えた素案の素案のようなで、もう少し法律家に相談しなければいけません、委任状運動というのを考えています。

委任状という形でなくてもいいのですが、12条が求めているものは、支援を受けた上での自己決定。簡単に言うと、私の代わりに私のことを決めてしまうのではなくて、山本真理がわからないこと、相談したいことなどを私と一緒に動いて、私と一緒に考えて、私に情報をくれて、そして私が決めることを手伝ってくれる。そういう支援を保障することだと思うんです。今の自立支援法のヘルパー制度には、こうしたものはありません。それから本来私は第三者ではなくて、障害者の権利擁護官のような立場で私と一緒に付き合ってくれる方がどうしても必要だと思います。山本真理は、こういうところでしゃべっていると、判断能力がありそうだと思うかもしれませんが、私を良く知る人は山本真理さんをだますのは、赤子の手をひねるようなものだといえます。自分自身のことになると、しゃべれなくなるんですね。役所の窓口に行っても、緊張してうまく話せない。コミュニケーションがうまくいかないということもよくあります。お医者さんの前でも、うまくコミュニケーションができない。そういうときに一緒に動いてくれる、そういう支援を制度的に保障して、さらに権利擁護官のような制度を予算をつけて作っていく。そういうことが大前提として必要ではないかと思います。

藤井

田中さん、先ほど19条の問題と合理的配慮の問題で、後でとお話をされましたが、少しこれに絡めてお願いします。

田中

はい。皆さんの資料11ページに第19条が載っており、そこにa、b、cと三項が書かれています。

a項は、居住地およびどこで誰と生活するかの選択する権利について。それから特定の生活様式で生活するよう義務付けられないと書いてあります。これはアメリカの公民権運動を契機として練り上げられてきた「分離は差別である」という思想を反映していると思います。人種とか民族、肌の色、或いは障害という、ある属性によって特定の人々を分離していく、排除していくことは差別以外の何ものでもないというのが、この第19条の理念だと思います。

そのためには山本さんがおっしゃったように、施設をただ壊せばいいという話ではなくて、地域の中でインクルードされなきゃいけない。そして、そのためにb項、c項というのが必要なんだという組み立てになっていると思います。

そのb項というのが、パーソナルアシスタンスを含めた福祉サービスについての規定ですが、特定の生活様式が義務付けられている状態とは、病院とか施設に強制的に入所させられている状態だけを指すのではなく、地域生活の中でも特定の生活様式を義務付けられる状態はありうるわけです。例えば、ヘルパーの時間が制限されたり、ガイドヘルプが十分に使えない状況がある。そういう状況の中でヘルパーが来る時間に合わせて食事をしなければいけない、排便や排尿をしなければいけない、という状況は、特定の生活様式が義務付けられていると考えなければいけないと思います。ですから、b項は大変重要な条件です。

もうひとつのc項というのは、福祉以外の一般のサービスをきちんと使えないといけない。先ほど東さんもおっしゃっていたように、障害者は福祉の枠の中だけで生活しているわけではないし、生活すべきではない。勿論、障害者には特別な配慮は必要だけれども、それを理由として、特別なサービスを押し付けるのではなく、一般の社会サービスの中で、その特別な配慮が提供されなければいけない、という考え方です。

こういう第19条 a 項、b項、c項のつながりというのをきちんと理解し、共有していくということが大事だと思っています。

藤井

大事なことをお話をされていましたが、先ほど鈴木さんが安全と情報保障と雇用という点で今後の運動の手本になってくる。権利条約との関連で、今後の運動の進め方で何かアイデアはありますか。

鈴木

それが難しいところです。先ほどの情報保障の部分ですが、皆さんご存知かどうか分かりませんが、視覚障害の人たちに対して選挙公報は出ていないんです。それは点字で選挙公報を出すと、違反になってしまうということです。それは候補者の原文が出ないということからです。そのために選挙公報が視覚障害者のところに行っていない。音声で訳すと、本人が言った言葉でないから、原文どおりでないとなっています。まず、そういったことを保障するために、公職選挙法の改正をすることです。

さらに移動の部分ですが、権利条約の中に社会的な啓蒙というか、皆さんの教育というか、そういった意識の改革というのがあるのですが、電車料金を10円上げると、1年間上げただけで、全部の駅にホームドアが付くんです。ところが10円値上げされて電車に乗るのだったら、ホームドアを付けなくてもいいと一般の人が言いました。命のほうが大切だと思いますけれども、落ちたり、接触したりで中央線はよく止まります。ですから、移動の部分で経済的支援を国がやるのが当たり前じゃないかと考えております。

それから雇用就労の部分ですが、途中で視覚障害になると職場に残れない。それは、合理的配慮がなされなかったり、本人も情報がなかったりで、どうしたらいいのかわからない。本人の職業的リハビリテーションも必要だということで、それを法的に義務付けていこうと取り組みをしているところです。

藤井

西村さんは、第27条を強調されてましたが、その関係で授産施設や作業所について、今後どうなっていけばいいのか。政策上の位置づけなど、いかがお考えでしょうか。

西村

授産施設とか作業所という分野に関していいますと、いわゆる一般就労とか、一般雇用という分野ではなく、福祉的就労というふうに位置づけられると思いますけれども、権利条約の条文を見ますと、そういう福祉的就労と言われる分野も含め、あらゆる形での雇用、就労に関して、障害者而非障害者の間での差別や格差を作ってはいけないと私は理解しています。

そういう意味で今の福祉的就労といわれている場面がどうなのかと考えたときに、自立支援法が施行されてから従来の福祉的就労と、今の福祉的就労とちょっと変わってきているのかなと思っています。

例えば、自立支援法では、障害者の就労に関する施策として就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型がありますが、この就労継続支援A型は、福祉的就労といいながらも、労働者としての権利が守られている。つまり、一般労働者と同様に関係する労働法規が適用され労働条件等における権利保障や社会保険等の納付義務等が生じており、正に一般の労働者と同じです。また、それは、福祉工場も同じであると言えるでしょう。

ところが、ここで一般就労といわれる現場で働く障害者も含めた労働者には求められていない新たな費用負担が導入されている。これは、応益であれ応能であれ、その形態に関わりなく負担を求めていくことについては、疑問といわざるを得ません。

また、就労継続支援B型へ通っている障害者につきましては、国の正式な見解は承知していませんが、各種労働法規の適用外とされている現状等からも労働者としてみていないのではないかと思います。そうすると、その場にいる人たちの状況に関しまして、権利条約から、どのように考えていかなければいけないのかということがひとつのテーマになってくると思います。

当然、障害を持っているため、様々な場面での困難な状況がある。であれば、どういう形で制度的なフォローをしていくのかということも検討し、その中で一般雇用との整合性の確保や格差を解消していくということを権利条約の批准に伴う検証に合わせて進めなければならない課題であると思っています。

藤井

今日は教育の分野の方はいらっしゃいませんが、おそらく同じように教育も就労も政策課題と同時に現場の実践課題でもあると。思いテーマが突きつけられていると感じます。

これまで権利条約の意味、意義を各自の立場からお話をいただきましたが、今日の午後のお話の中で批准に向けてと何回も出てきました。東さんも強調していたのは、批准は最終目的ではないと。やはり、国内の様々な法律をきちんと整備していく手段であるという論調でしたが、この4人の方々はどう考えていらっしゃるのか。つまり、次のテーマは批准に向けて、いま一体なにをすべきか。今度は田中さんからお願いします。

田中

私は福祉サービスの中においても、合理的配慮というものをきちんと意味づけないといけないと思っています。

合理的配慮という考えは、もともと「障害者に配慮を欠いた社会がある」という認識に立っています。そして、そもそも障害者に配慮を欠いた社会を作ったのは社会の側ですから、そのことについて、社会がきちんと責任をとらなければならない。これは障害者運動の主張してきた社会モデルの考えと重なるだろうと思うんです。障害者の生きづらさというのは社会が作り出してきた。それゆえに、その生きづらさに対して社会がきちんと手当てをしていかなきゃいけない、という考え方です。

先ほどの第19条の関連でいうと、合理的配慮として社会資源を整備するということと、障害者の求めに応じて適切なサービスが提供される仕組みを作らないといけないと思っています。

現在は合理的配慮どころか、その時々財源とか、政策・政治状況、あるいは行政の裁量によって障害者の地域生活が非常に薄い氷の上で成り立っているようなものです。ですから、財政問題とか、政治的な駆け引きに引きずられないために、地域生活における合理的配慮とは何かについて社会的な合意を得ていくという作業が必要だと思います。

また、権利条約では、合理的配慮の定義の中で、「過重な負担を課さない」という条件が付いています。この

「過重な負担」とは何かということについても社会的な合意が必要です。合理的配慮に関する原則と例外的なことを明確に区別していくということを国のレベルでも、市町村のレベルでも検討し、確認していく作業が必要だろうと思っています。

これらの作業は、言い古された言葉をあえて使えば、「権利としての社会福祉」を具体化していくという作業だというふうに思います。

藤井

これはよく大学生に合理的配慮という言葉がわかりにくいと聞きます。要するにイメージが付きにくい。もっとわかりやすい日本語はありませんかといわれますが、いかがでしょうか。

田中

私も「合理的配慮」という言葉がその本来の意味するところを適切に表現できているのか、ということに疑問を持っています。この国では、「配慮」というと、「心の問題」といいますか、恩恵的なニュアンスといいますが、「思いやり」とか「やさしさ」というムードと結びつきやすい言葉のように思います。

韓国の差別禁止法では「合理的配慮」という言葉ではなくて、「正当な便宜の供与」という言葉を使ったんですね。だから、「合理的配慮」という言葉が適切かどうか。英語でいうと、accommodation(アーコモーション)という言葉で、もちろん配慮とも訳せますが、「調節」とか「調整」という意味もあります。「配慮」という言葉を使っていくならば、それが法的に一定の義務を課す言葉なんだということがきちんと確認されなければならないと思います。決して「心の問題」を意味するのではない。

藤井

山本さん、改めて、先ほどの強い主張に加えて、じゃあ批准に向かって何をすべきかということをお願いします。

山本

今日はピープルファーストの方もピラをまいておられましたが、私たちだけではありませんが、精神障害者に対して、医療観察法というとんでもない、26ページから簡単なピラを書いております。このとんでもない法律。精神障害者だけ特別に普通の人と違った手続きで閉じ込めようと。なぜなら危ないから。この精神障害者が危ないから犯罪防止のために閉じ込めよう、あるいは地域でも強制的に通院させようという流れは精神障害者だけではなく、知的障害者にも拡大されていますし、発達障害者の何々型の発達障害者、は犯罪を犯しやすいんだと。それは脳の中のここに現れているなどということ、この国では司法精神医学のトップといわれているドクターが論文を書いたりして、いま社会の中で、いろんな不安があって、生活の不安や失業の不安があるけれども、その不満をどこかにぶつけようとして、やたらとあおっているのが、犯罪が増えている。治安が悪化しているということなんですね。これは統計的にまったく嘘です。去年の殺人件数は戦後最低でした。ところが、こういうときに生贄に出されるのが、私たち精神障害者や知的障害者、発達障害者。我々を切り口にして、予防拘禁の医療観察法をつくり、これをさらに拡大しようとしています。

ですから、私たちはまず、この条約の批准に向けては差別的な法律は修正、廃棄されなければいけないという、4条の義務があります。締約国はそういう義務がありますから、この条約に反した、差別的な法律を廃止する。

まず一番最初には、私どもは、医療観察法見直しがある2010年までに、この法律を廃止する運動を徹底していきたいと思っています。

今日の資料にあります、ピラを書いた本人も参加していますし、医療観察法に札幌でずっと反対運動をしている方も見えています。北海道の場合は、ある意味では非常に熱心な地域移行をしてきた人たちが対象者をほっとけないということで、積極的に参加して法律を動かしている実態があります。

でも、やっぱりこの法律はあってはならないんだ。まっとうな人権に基づく地域生活の確立には反しているんだということを、この法律の廃止を目指して私たちは闘っていきたいと思っています。詳しいことは資料をお読みください。

それから法的能力のことについては、この本に少し書きましたので、お買い求めいただければと思います。

本 = 季刊「福祉労働」117号「障害者権利条約をどう読み、どう活かすか」

藤井

いまの山本さんのお話は、どの分野にも当てはまりますが、批准すれば、すべて自動的にかわるのではないんだと。いまある矛盾や象徴的に取り組んでいる事柄の延長に批准があるんだということです。

精神障害分野でいうと医療観察法、このことをきちんと取り組んでいくということが精神障害者分野からすると、いい批准、高い批准を迎えていく器作りになるんだとお話でした。

鈴木さんは批准に向けていかがですか。

鈴木

批准されてしまうと、ほとんど法律改正はなくなるだろうと思っています。

2つの方策があるのかと思っています。

1つは、全国的なレベルからいくと、中央省庁なり官庁なりに、この法律が間違っている、ここを改善しろというようなことを訴えていくというようなことを全国的な組織としてやるわけなんです。地域的に各都道府県、市町村とかというレベルの話になると、まずひとつは、ここは北海道ですから、千葉県のような障害者の差別禁止条例づくりを進めていかないとだめかなと思います。条約が批准されてしまったからといってどうこうではなく、批准する以前にそれぞれの都道府県や市町村において、障害のある人に対しての見直しをきちんとやっていくという草の根の活動といいますが、そういうことを進めていかないといけない。

そのためには障害のある人たちだけではなく、家族や周りの関係者がきちんと勉強していくということです。そうじゃないと、現場に行ったときに話ができないと、「あなたの勝手なのは」といわれたときに、そうではない。ここにこういう法律があって、裏づけとして権利条約だったり、差別禁止条例だったり。国としては差別禁止法というようなものを作っていく必要があるだろうなと思っています。

ですから、各都道府県や市町村で、そういった活動をきちんとすることと、国レベルでひとつひとつの法を見直して改正をしていく2種類かなと思っています。

藤井

大変わかりやすくお話いただきました。条約という、遠いところの話でしたが、わが町、わが村との関係で見えていこうじゃないかということでした。それを一番凝縮したのが条例です。条例は自治体の法律ですから、大変重要な問題です。条例作りまでいなくても、地域で考えていこうと。同時に東さんから学習と提起がありましたが、正確に私たちの現状を知るということです。

東さんが、我慢したこと、悲しかったこと、いやな思いをしたことを資料化しようということがありましたが、そういう作業がないと、批准といっても足場が弱いということでした。西村さん、いかがですか。

西村

私も皆さんと同じく、批准に向けて対行政、これは国も含めて、地方自治体も含めて対応していくことは極めて重要であると思っています。もうひとつ重要なのは、今回権利条約の資料の中で、政府訳とJDFの訳の中で、違う訳、あるいはどうしても弱められている部分があります。この障害者権利条約が当事者の参画した中での議論を経て制定に結び付けたことから考えると、やはり私たち障害当事者や家族や支援者を含めて現場がどのような状況になっているのかを、鈴木さんの言葉を借りればきちんと話せることができなければならないのかなと思っています。

それは今日のフォーラムのテーマでもありますが、合理的な配慮とは何なのか。あるいは条約を批准するとは何なのか。そして、私たち障害者やそれにかかわる人の生活をどう変えていけるのかを提起できるのは、行政でも、議員でもなく、それは、私たち障害当事者自身であり、それに関わる人たちの声でしかないと思っています。条約の批准に向けては、きちんと自分たちの暮らしの中の様々な課題を改めて見つめ直して、その困難さが、この条約から何が改善されなければならないかということを十分に把握し、そのことを伝え発信していく力を私たち自身がつけていく必要があると思っています。

藤井

さらにいまおっしゃった伝えていく力というのですかね。こういうものを増していくために、勉強会はもちろんですが、さらによいアイデアはありますか。

西村

自立生活運動でピアカウンセリングがあります。そうした手法を活用して、それぞれの地域での生活上の困難さ、それは介助の問題であり、雇用の問題であり、あるいは学校の問題であり、そういう問題を自分たちの中で出し合いながら、その問題点をきちんと把握し、整理していくということが自分たち自身の中で、力を付けていくひとつの手法ではないかと思っています。

藤井

田中さん、聞くところによると北海道でも批准に向けての前哨戦というか、条例作りの機運があるというふうに伺っていますが。

田中

あるそうですし、私は国レベルで障害者差別禁止法が制定されたとしても、自治体レベルでの条例作りというのは不可欠なものだと思っています。

やはり、生活に身近な自治体の中で、個々の差別の事例を丁寧に拾い上げて対応していくためには条例と条例作りのためのタウンミーティングとか、先ほど東さんが紹介していた事例を集めていくという作業が非常に大事なことで、そこで私たち自身の差別に関する意識が高まってくると思います。西村さんもおっしゃったように、そういうふうな動きも含めて条例作りは必要だと思いますし、北海道でもいまそういう動きは少しずつ見えてきていると思います。

藤井

それでは、ここでこれまで聞きっぱなしでしたフロアの方たちがたくさんいらっしゃいますが、代表して6名の方にご発言をいただきます。まず、3名の方からご発言をいただき、休憩を入れて、さらに3名の方からご発言をいただきます。途中で東さんからもコメントをいただきます。

それでは、北海道ろうあ連盟の佐藤英治さんからご発言をお願いいたします。

佐藤英治(社団法人北海道ろうあ連盟 副連盟長)

与えられた時間が短いので、まとめてお話をしたいと思います。

聴力障害者にとって権利条約の中に手話が言語と位置づけられたことはとても重要な意味合いがあると思っています。これは北海道でいえば、市民の中に手話を広めようと始まったのが、40年前です。40年間の間に手話を広め、また、ろうあ者に対する理解を広めた、積み重ねの成果だと思っています。

また、この特徴は何かというと、国、また北海道、市が上から押し付けたものではなく、ろうあ者自身の声として、運動として積み重ねたものであるということです。

ただ、今まで40年間の歩みを総括してみても、まだまだ問題点もたくさんあります。

まず、1つは、ろう学校の教育です。

長い間、ろう学校で手話を禁じていたために、家族とのコミュニケーションができる人がほとんどいない。40年前に市民の中に手話を広めることに対して、ろう学校が反対していた。他の障害者の場合、障害者自身の努力と家族と一緒に運動する例が多いようですけれども、ろうあ者の場合、ろう教育の影響があって一緒に戦っていくことができず、市民のなかに手話を広めて、理解者を増やす取り組みをおこなってきた。40年間の運動の中でかなり、ろうあ者の問題が広がってきた。けれども、北海道の場合、地域的な格差が激しい。例えば、札幌と旭川とか大きな市はいいけれども、小さな市の場合遅れている。ろうあ者のことも知らない、手話も知らない地域が多い。こういう地域的な格差をどうやってなくしていくかという問題があるかと思います。

そういう意味からいうと、権利条約が批准されるということは大きな意味があると思っています。地域格差をなくす、また、北海道に住むろうあ者一人ひとりが平等に恩恵を受けられる。

また、北海道の場合、どちらかというと、アイヌ民族のように少数者が大切にされていない。ろう学校も同じだと思う。一般社会はどちらかというと、聞こえる人がほとんど。話せるようになってほしいという考えがある。しかし、手話を認めるようになってほしい。少数者として教育を受けてきた経験から、教育を変えるきっかけになればと思っています。

藤井

とても大事な、後から出てくる北海道という、地域的に格差が、雪や広域性など多くある。それを考えなくてはいけない。

続きまして、札幌みんなの会の土本秋夫さんを紹介します。

知的障害を持った方の当事者グループです。

土本秋夫(札幌みんなの会事務局長)

知的のハンディを持っています。今日のフォーラムに来ているのですが、ふりがなが振ってない。非常に自分たち当事者には困難を抱えてしまいます。資料として出されてきても、これ全部を読みきれぬかどうかということも、できません。

権利条約とかたくさんありますが、自分たちの仲間に対しても、自分もそうですが、中に入れるとすごく時間がかかります。それもゆっくりやりたいなと思います。

全国で、仲間たちが人権侵害を受け、差別や虐待されつづけています。

生活上困難を抱えて、誰かに利用されて、捨てられて、人としてみてない。

国は、高齢者介護保険と統合して、国は入所施設に放り投げていくし、地域で生活はさせない。面倒だから自分たちの意見も聞かずにやってしまう。入所施設か、死か、それしか選べない。

自分たちは、地域でいろんなことを選んで決めること、幸福追求する権利がある。差別や虐待を受けていくものじゃなく。

一番理解をしていないのは国であり、生活上困難を抱えている人たちにも理解をしてない。

私たちは、障害者である前に一人の人間として扱え、いきいき、のびのび、ゆうゆうとした生活をしていく権利がある。

藤井

もう少し時間があるので、伺いたいのですが、私たち実行委員会も反省させられて、まさに合理的配慮で、配慮は不十分だというお話でした。

ルビを振るというお話でしたが、例えば、合理的配慮にルビを振ってもわかりにくいんじゃないかと。もちろん、ルビは大事だけれども、本当はルビよりもわかりやすくすることが理想なんじゃないかな。どうですか。

土本

はい。私たちも必要で適切な支援を受けて、その意味を伝えて、それで自分の中で、仲間たちも中に入れていかないと、ただ、振り仮名を振っていくものではなくて、意味もちゃんと知っていかなければいけないと思っています。

藤井

なるべく考えます。今度の権利条約は行政対民間人ではなくて、もちろんそれは大きいのですが、それと同時に私対私ということも問われているわけですから、ましてや障害当事者の集まっている場ですから、もっと注意と努力をしていく必要がありますね。

もうお一人前段ですね。北海道重症心身障害児者を守る会の太田由美子さんお願いします。

太田由美子(北海道重症心身障害児者を守る会副会長)

先ほどの福祉のお話で生産性につながらない云々のところがすごく気になりましたが、私たちの子どもたちは重症心身という名のとおり、身体的にも知的にも障害があったり、たくさんの病症を持っていたり、障害もたくさん併せ持っている人たちですが、近年もっと大変な状況になってきています。

先日来、北海道新聞で『小さな命』ということで、NICU(新生児集中治療室)の特集があり、1000グラム以下でも助かる命と掲載されていたので、ご覧になった方も多いと思いますが、本当に新生児医療とか医療技術の進歩で小さな命が助かって、その後在宅に移行するときに多くの支援を必要とするにも関わらず、そこが自治体によっても違うし、病院のソーシャルワーカーによっても違う。そういう相談支援がないままに在宅に移行して本当に家族介護、特に母親、夜中もしょっちゅう起きて医療の必要な我が子のために介護しているという現状があります。

子どもたちもそうですが、人権ということでは家族の介護だけに任せるといえるのか、その部分をそのままにしておくということがどういうことなのだろうかということを心配せざるを得ません。

私たちの子どもは、その後も寝たきりの状態の子どもが多いものから、二次障害、三次障害という部分では、人工呼吸器を余儀なくされたり、気管切開をしたりとか、胃ろうになったりとか、また、思春期、成人期に医療を必要とされてくる時期にあります。でも、自立支援法、その前の支援費が始まって、ヘルパー制度も少しずつ使えるようにはなったのですが、いまだに医療的ケアがあると使えない人たちがほとんどです。

特別支援校の学校教育の中では少しずつ看護師が配置されて、そこが広がってきているのですが、そこを卒業した後は、本当に医療的ケアが必要な人には通う場所がありません。結局、養護学校で培われたいろん

な力を生かす場所もなく、仮に週に1回通える場所があっても、お母さん一緒に来てくださいとなる。

既に定員がいっぱいになってしまっている通所施設の先輩たちの中でも、医療的ケアがなかった人たちが、医療的ケアを要することになり、今通っている場所にも通えなくなる。最近看護師不足で、看護師が配置されていなければ、その通所は無理ということが出ています。

やはり、私たちの子どもは就労とか、生産とかにはつながらないかも知れませんが、医療的ケアがあるのは命をつなぐ手段であるということで、けっしてベッドで天井を見て過ごさなければいけない人たちではないんですね。

本人たちは家族の介護から離れて、いろいろな人たちと触れ合う中で、自分の言葉でないコミュニケーションで、いろんな人たちの中で生活していく力を育んでいきます。どうかこういう重たい障害の人たちも地域の中で喜びを持って暮らしていける社会づくりといたしますか、そういう子どもたちが生を受けて、人として生きている社会づくりをしていきたいと思っています。

藤井

私たちの、すべての障害者という場合、もちろん重症心身障害児者という人たちも想定はしますが、おそらく太田さんの頭の中には、方向は、地域生活は誰も否定しないけれども、しかし、もしいま全部機械的に地域というと、家庭崩壊の上には地域生活は立ち行かなくなるという心配もあるわけです。

19条の地域生活の推進にしても、あるいは権利条約の実効についても、より困難な条件のある方について、ちょっとイメージを寄せ合うということを考えるべきじゃないかと。

大変大事な問題を出していただきました。

ここで、前段を締めくくりということで、東さんからコメントをお願いします。

東

批准の話については、皆さんがおっしゃったとおりで、基本的には批准のための批准ではなくて、国内法制を変えた上で、整備した上で批准という方向性は正しいと思っています。それに向けて僕たちは何をしなければいけないのか。それはいろんな形で出ていると思いますけれども、やはり、自らのおかれている状況を明らかにするということが必要だと思います。

なぜかという、ある障害関連行政の方のお話の中で、差別はあるのと聞かれました。私は、行政の人たちに、僕たちの置かれている状況がわかっているのかと愕然としました。日本にはあたかも差別も何も無い、虐待もない。しかも先ほどのお母さんがお話をされた、生きるか死ぬかという状況があるということが、まったくみえていない。むしろ、これだけしてあげていると、日本の福祉の項目を挙げたら、世界一だと思っている。そんなスタンスでしか権利条約をみていないのが政府の役人なんです。

そこを文句だけいってしょうがない。なんでそれを覆していくのか。それは現実しかない。

大変で、嫌な作業です。いまの現実を思い出して、文章化して纏め上げるという作業は。いうことは簡単ですが、そういう現実をきちんとまとめて多くの人に伝えていく。

実は僕が書いた原稿は、熊本市の審議会でも差別禁止条例について作れという話しをするためにまとめたものです。ただ言っても伝わらないだろうと思ったので、これを見てから言ってくれということで文章を作ったんです。そういうことで、足元の事実をみんなで協力して隅々まで世の中に明らかにして言うという作業を地域の権利条例作りの中の過程としてやりながら進めていく。それを全国でやれば、全国の生々しい状況が浮かび上がって来ると思います。

それから、そういった生の現実とともに今の社会システムが障害者をどういうふうに排除してきたのか、しているのか。そこを現実立って、そういう社会構造を明らかにして、だからこういう法律が必要なんだと理屈を付

けていくと。そういうことを地元の運動のレベルと全国的なJDFなどと連携しながら広げていくという作業が必要だと思えます。

簡単に批准とか、行政が動くよりも、時間をかけてそういうことを地道にやっていくという作業の方が大事だと思っています。

藤井

東さんには、また後でお願いします。引き続き、3人の方から指定発言をいただきます。最初は手をつなぐ育成会に所属している栄利美恵子さんです。

栄利美恵子(社団法人北海道手をつなぐ育成会会員)

娘が知的障害で、32歳。日中は通所更正施設で、夜はケアホームで過ごしています。

娘は成人ですので、直接には関係ないのですが、学齢期のお母さんとの話の中から、いろいろと出てきました。特別支援教育に関してです。

権利条約第24条教育について。特別支援教育を進めていく中での心配として、普通学級の中で回りが浮いてしまいがちな子供を先生の手には負えないからということで、LD、ADHD、高機能自閉症と安易に判断してはいいかが心配です。

次に中学の特殊学級、高等学校では、普通学級から来た言葉も達者で学力も子供たちが障害が重い子供たちをいじめたり、また事件に巻き込まれている事実があります。学校もその対応に追われ、本来の教育がないがしろになるのではないかという心配があります。

子供にとっては教育はとても大切なことです。障害のあるなしに関わらず、その子に必要な教育が受けられるように、学校が楽しいところであるように、ぜひこれからの目標にしてほしいです。

次に、権利条約第28条生活水準及び社会的な保障で、親亡き後はどうなるのか。これが私たち親の最大の心配事です。就労を希望し、企業に就職できたとしても、不景気になれば一番にリストラ対象となり、また転職を考えても、すぐには決まらずとなれば、本人の不安は増すばかりです。

障害基礎年金の増額など所得保障をきちんと考えてほしい。

最近札幌で起こった三丁目食堂事件のように、本当にまじめにがんばってきた人たちが不当な扱いを受け、残念なことに、それらに対して何年も適切な対応をとらなかったことがわかりました。本当に親としてつらい話でした。本人の訴えに耳を貸し、不正を正してほしいと切に願うばかりです。

自立支援法になり、就労、就労と掛け声がかけていますが、安心して働ける環境を整える必要があると思えます。

最後に権利条約第29条政治的及び公的活動への参加について。清き一票の行使。投票する場合、文字を書いたり、読んだりできない障害者のために候補者の顔写真を一覧にして指をさしたり、丸を付けることで投票したことにするなど、いろいろ工夫して一票を無駄にしないでほしいものです。

以上3点述べさせていただきました。この権利条約がぜひ弱い立場にある人たちにとって心身を守る盾となるように願うばかりです。

藤井

今日のお話の中で、あまり時間もなかったこともあり、触れてなかった部分を補っていただきました。一点めの教育ことで、対行政もあるけれども、障害団体の中でもどういう教育形態がいいのかという論争、あるいは一致点を探していない部分があります。

いまお話されたように、方向はそういう方向ですが、今の教育の実態がひどすぎる。そういうところに障害児

が入っていった本当の教育の権利が守られるのだろうかということをお会全体の意見としてありましたが、栄利さんご自身の考えで何かございますか。教育の形態とか。

栄利

実はこの話は、高等養護学校の入学の間口を広げてもらおうというところで運動を札幌の手をつなぐ育成会で始めていたのですが、その中でたくさんの学齢期のお母さんと話をした中で、こんな事実があるよとお聞きし、今日はぜひ伝えさせていただこうと思って来ました。本当に障害のある子もない子も、その子に合った必要な教育を受ける権利があってもいいんですが、いまの状況ではちょっと難しいかなと思っています。

藤井

現状があまりにもひどいので、何が北極星が見えなくなっている。ついつい現状から発想してしまう。これは大事なことです。しかし、もう一方で本来何かということについて、北極星を見失わない。当座の進路を誤らないということと、大きな向かうべき方向を見せるということで、現状はいろいろあるが、目指すべき北極星をどう設定するか、考えていく必要があると思っていました。

次は精神障害分野の当事者で、全国精神障がい者地域生活支援センターの能登正勝さんです。

能登正勝(NPO法人全国精神障がい者地域生活支援センター理事長)

精神障がい当事者として発言させていただきます。

私自身、中学生の頃より、幻聴、被害妄想等があり、激しい学生時代を過ごしました。それが病気と解らないまま、仕事に就き、4年前に仕事を辞め、現在は障害年金を受給しながら生活しています。

その中で、精神障がいと相手に伝わったとき、若しくは伝えた時に様々な経験をしました。その経験が現在の活動につながっているのですが。

精神障害は、一般的に社会に特別視されていますが、実際は身近な病気で、誰でも発病する可能性があるとは私は認識しています。しかし、実際世の中、生活していく中で、様々な差別や偏見など誤った情報が伝わっているとすごく感じています。

今回テーマの「障害者権利条約」ですが、地域で暮らす精神疾患患者にとって、一番必要なこと安心して地域で生活することだと私は思っています。その中で地域の人々にお手伝いいただきながら、自分のペースで生きること、生活すること、もしくは仕事をするのが望ましいと思っていますが、なかなか長期間入院をした方とか、入院して無事退院したとしても、住む所がない、アパートがあっても、保証人がいない。仕事が無い。そういった現実を突きつけられて、そういった支援をする体制があると思うのですが、実際にそういうところに導いてもらっても、生活保護を受給するときに、福祉事務所まで一緒にいいてくれる方ですとか、困ったことを最後まで手助けしている方というのは、ほとんど行政の福祉としては活用されていないのが実情なんですね。そういった部分はまだまだ福祉として追いついていないと思っています。

この障害者権利条約が施行された場合、そういった部分がカバーできるのかどうか。まず聞きたいということと、先ほど話の中で、関心がない部分がまだまだ障害を持った精神に限らず、いろんな障害者の方が関心を持っていない方は、自分たちのことをわからないままに生活をしている方がたくさんいると思うので、ぜひこういったフォーラムを都道府県のレベルではなくて、市町村のレベルでどんどん開催していただいて、本当に自分たちが置かれている立場を認識する場も作っていただければ、いいかなと思います。

藤井

安心ということを権利助役は提供してくれるのだろうかということと、同時に市町村レベルで、先ほど安藤理

事長が国連障害者の10年が終わったときに、私たちは全国の市町村をキャラバンで回りました。3300のうち
の92%まで回ったんです。そういった網の目キャラバンのようなことができれば、なおいち思うのですが、こ
れは考えなくちゃいけません。

最後になりますが、きょうされん北海道支部の片山和恵さんです。

片山和恵(きょうされん北海道支部事務局長)

働く場として色々な課題はあります。私たち自身に突きつけられた課題として働く場に対する利用料、応益負
担の問題や工賃保障の問題、福祉的就労をどう考えるかという問題があることは承知しておりますけれども、
今日は一般就労を推し進められる中で、一般就労支援に向けてという視点で現場の実態の一部を含めて発言
させていただきたいと思います。

精神や知的の軽度の障害の場合によくあることなんです、仕事を探し始める場合、障害をオープンにする
か、クローズドにするかということをもとと話し合うことがよくあります。

オープンにするということは表に出すということです。クローズドにするということは隠すということになります。
なぜか、それは簡単です。障害をオープンにすると、求人数が極端に少なくなるからです。障害者という段階で
断られるということが非常に多くなります。しかし、私はできるだけオープンにしながら仕事を探していくことを勧
めています。なぜか、それはクローズドにすることは、自分を否定することからスタートし、隠していかなければ
ならないという精神的負担をずっと抱えることになるからです。

しかし、現実には私が関わった方でも一番長かった方ですが、オープンで探していたが、面接を受けるまでに
なかなか至らずに、結局クローズドで探して、自分が働けそうな4時間パートの仕事が見つかるまで、一生懸命
がんばって、見つけるまでに1年半かかった方がいます。しかし、彼はその職場で6年以上働いています。

それでは、色々な制度を組みあせて仕事を探したらどうなるのか。

障害をオープンにしながら仕事を探した方がいます。精神障害の方ですが、作業所での週書をスタートさせ
て、その後、職親事業所、障害者職業センターでの訓練、トライアル雇用制度を利用して、スーパーのパート勤
務にやっとなりました。個々まで実に6年かかりました。

この官、職業センターやハローワークの皆さんにも関わってもらいましたが、一貫して作業所の方が保証人
的な関わりを続けてきました。しかし、彼はもう通所者ではありません。

職業センターやハローワークの方々も関わってくださるのですが、生活を支えるキーパーソンまでにはなかな
かなりえない。彼の生活を支えながら精神的な不安を相談を受けながらあっていくということで、作業所の方に
毎日寄ってもらって、いろんな調整をさせてもらっています。

もうひとり、発達障害を抱える仲間ですが、同じように制度を利用しながら、仕事を探しています。本人は就労
意欲満々なんです、その障害の特殊性もあって、ハローワークから、作業所が関わってくれないと仕事は紹
介できないと言われていました。

作業所では、やっとな仕事を探せるところまで支援してきた上に、実際仕事を探し、仕事に就いてからも、保証人
的な立場を取らなければ、仕事を続けられないという状況もあります。

このことから私が感じることは、作業所で抱えていながら支援をしていくことには限界があるということ、しか
し、利用者の日常生活をよくわかっているのが作業所であるということがあります。この日常生活をよくわかっ
て支援していく体制が就労の場でも必要だということが大事なことだと思っています。

損継続的な支援がないと何が起きるかということで、当事者の方が無理や我慢をして仕事が続かない。それ
から悲しいことですが、札幌では知的障害の方が、虐待といっても過言ではない状況で働かされていた
事件が明るみになりましたが、そういうトラブルに巻き込まれることも現実には起きています。

障害者が働くための社会環境整備は、まだまだ、あまりにも未整備です。

障害者の就労を支援していくためには、彼らの障害特性を抱えながらも働けるように、社会の体制を変えていくことをしないと、彼らが安心して働けないだろうと思います。自分の障害を安心して表に出せて、このことが彼らの不利益にならないということが、当たり前だということが非常に大事であって、そのためには今の社会の働き方に彼らが合わせていくのが当たり前ではなくて、彼らが案じて働ける、働く、受ける入れる企業の工夫、そして、マンパワーを含めて支援体制を整備していきながら、考えていかなければならないと思っています。

藤井

これもかなり大きいテーマであると同時に、障害をどう見るかということで、東さんが医学モデルとか、あるいは一部生活モデルにも問題があるのですが、やはり人権モデルという点で障害を持っていく必要があるんだろうとおっしゃっていましたが、本当にニーズと環境の2つがきちんと大事にされると、結局はいい制度を作っても、制度に障害者が合わせているという例が多すぎる。こういうことを含めると、ただ政策があればいいとか、制度があればいいじゃないということが考えさせられました。

どの方の発言も非常に重いことで、とても全部事実として受け止めていく必要があると思います。その上で、この場は時間的な制約がありますので、前に進んでまいります。

最後のコーナーに入っていくのですが、こうした権利条約の意味合いというのを押さえた上で、批准というものに向かって何をなすべきか。そしていま障害の種別や分野別で各論のお話しができました。そういったことを受けて、イン北海道というのがタイトルについていますから、北海道を意識して、当面、どうやって足を踏み出すかということで、少し北海道の課題なども結びつけながら、権利条約の履行、実質化に向けて、当面何が課題か、何に向かって足を踏み出すか。

山本さん、鈴木さんは全国の立場ですが、全国的なことと少し地域的な課題を結びつける形でお話いただけるといいと思いますが、西村さんや田中さんにつきましては、北海道の課題を意識してもらいます。

それでは、山本さんお願いします。

山本

能登さんがおっしゃったお話が非常に現実的で、これは私たちもしていることですが、精神障害者の支援ということはある意味では医療を中心としてあるし、各地で様々な試みがやれていますが、しかし、圧倒的な多数は放置されている。どんなサービスがあるのか、そもそも自分が医者に行くべきか、否か。あるいは仮に生活保護を受けていても、ここ数日話題になっていますが、生活保護受給者が通院するときには公共交通機関の交通費は最低限出ますが、精神病院に通っていて、デイケアに通っていて、病院のソーシャルワーカーがしっかりしているところでも、往復1000円もかかる交通費を生活保護者が自己負担し、これが放置されている。そういう放置されている、まったく情報から遮断されている仲間にどう支援するのかというときに、今ある制度は硬直的でどうしようもない。

従って私たちは、患者会活動として仲間の助け合いで、例えば、資料にもある委任状活動などもやってきました。一緒に動いて、一緒に考えて、壁にぶつかったら、また一緒に考える。そういうことを毎日積み重ねる中で、その実践をどう条約のレベルとをつき合わせていくということが大事だと思いました。

小さなグループ、せいぜい4、5人くらいで構わないと思いますので、この条約の勉強をしながら、今日の私の思いは差別だよねとか、そういうことをつき合わせていくような小さなサークルが全国津々浦々にできて、その声が大きくなりとなって国会に押し寄せるような運動を作らなければ、本当に条約の批准はないと思います。

ですから、仲間が集まって、昔から言う3人集まれば、文殊の知恵というか、ピアサポートというのか、ピアカウンセリングというのか、言い方はいろいろありますが、そういうことを地道に続けていきたいし、それから精神

障害者以外の支援の皆様も、あくまで私たちと一緒に動く。私たちを取り囲んで、勝手に何たら会議をして、勝手に私のことを話し合うのではなくて、私たちと一緒に動く。そもそも誰もが自分のことは自分で決め、自分らしく生きていく権利がある。人権に基づく支援を専門職の皆さんにも考えていただきたいと思います。

藤井

勝手にやるというのは論外ですが、精神障害者のグループといっても当事者ご自身の中で、グループが分かっていたりしますが、当事者の中でのまとめ、あるいは一致点を探り合うとか、病者集団の役割とかはいかがでしょうか。

山本

病者集団は昔からまとめることはしない。まとめるということは、むしろ我々の障害特性というか、障害による有利性をつぶしてします。あえてまとまるまい。ばらばらでよしい。でも、たとえばひとつの課題について、このことについてはこの指とまれで、いっしょにやればよいなと思っています。そういう動きを日本中の仲間呼びかけていきたいと思っています。

藤井

鈴木さんはいかがでしょうか。

鈴木

私が一番問題だと思っているのは、こういう運動をしている人たちは、色々な障害を持っている人たちがやっているのですが、北海道は180も市町村があるんですよね。全国で言うと、1818です。その1割が北海道にあるということはすごいと思いました。

要は障害のある人たちが手をつながないとだめなんだということです。障害のある人たちは、例えば、視覚障害のある人たちがどこにいるかということは誰も教えてくれない。じゃあ組織を作りました。作ったときに、入りませんかというときに、メリットあるんですかと聞かれる。メリットがある、ないという話なのと。私は同じ障害のある仲間が、ピアカウンセリング、ピアサポートみたいなことができないと、結局、その人が閉じこもっちゃうことになる。まして、視覚障害になって、病院からも見えなくなったと言われると、家から外にも出れない。じゃあ制度は誰が教えてくれるかというと、役所の人は教えてくれませんからね。やはり、同じような障害のある人の仲間作りがひとつあります。

それから、私は神奈川の座間市にいますが、視覚障害の人たちだけではなく、聴覚障害の人とか、肢体不自由の人とか、いろんな障害のグループが団体で市町村と交渉するわけです。同じような障害のつながりと、生涯が違っていても横につながっていくつながりがないと福祉は良くなっていかない。権利条約と外れるような気がしますが、今日もいろんな方たちが発言をして、そうカルビ振るんだ。点字がないと文句を言うのと同じなんだと思いました。そういう横のつながりを持つことが、先ほども東さんが私たちが差別されたことをひとつひとつあげることになるほどに思いましたが、それぞれがそれぞれの立場で仲間のことを知って行って、同じことを伝えていくということが重要なと思っています。

藤井

鈴木さんの発言はとてもいい発言でした。ただ、日盲連となっちゃうとやや心配ですが。つまり、鈴木さんも幹部になるでしょうから、あえて質問しましょう。私は、太田由美子さんがお話なさった重症心身障害者、あるいは精神障害者当事者のお話がありましたが、日盲連が重症心身問題とか、精神障害者に関する応援の発言をす

ると、ずいぶん違うと思うのですが、日盲連には、その辺の許容量がありますか。

鈴木

基本的にあります。視覚障害の人たちの問題を中心に進めていますが、横のつながりを持つという意識は、このところ非常に強くなってきています。そういった関係からすると、私自身はそう思っていますし、団体の中でもいろんな動きが出てきているという事実はございます。

藤井

これは日盲連を我が団体に関しても同じことだと思うのですが、その点で言うと、どうも権利条約が仲人などで、日本賞の障害者運動をつなげたということもあります。これをうまく利用しながら、一方で団体の個別は尊重しながら、掛け算方式になるような、増やすような感じになればいいなと思っています。

それでは、田中さんいかがでしょうか。

田中

北海道の課題は全国の課題にもつながりますが、まず北海道の地域特性ですね。広くて、寒くて、過疎というのが北海道の地域特性です。180市町村ありますが、行政の区域にすると、東北6県に匹敵するような広さを持っているわけです。日本全国の約2割の国土を占めながら、人口はわずか4%ですから、かなり広い。北海道の人口は560万弱くらいですが、道内人口の約8割くらいが都市部にお住まいです。残り2割の方が郡部に散らばっている。こういう状況の中で、地場産業の衰退やなかなか回復の兆しを見せない道内経済の状況から、郡部からの人口流出に拍車がかかっています。その結果として夕張や赤平というような赤字自治体が拡大していく。赤字自治体が拡大していくということは、その市町村では十分な行政機能を果たせていないということです。こういう状況の中で、ともすれば、地域の少数者である障害者へのサービスは、後回しにされたり、市町村の行政的課題から外されていく。

冒頭の基調報告の中で安藤さんも国民の生活不安の中で障害者問題が埋没していくとおっしゃておられましたが、北海道ではそれが顕著に見られると思います。こういう状況の中で、山本さんや東さんがおっしゃられたように、どういう生活状況かということを実態として、事例として集めていくという作業から始めていけないと思います。事実は証拠になりますから、北海道でも条例を作っていくという動きがありますので、いつでも議会に示せるようにたくさんの証拠を集めていくということが必要だろうと思います。

2つめは、全国的な課題ともつながるのですが、財政状況や行政の裁量により左右されない社会資源の整備を求めていけないといけない。そのためには国レベルで社会資源の整備を目的とする法律を求めていけないといけないと考えています。

3つめは障害者自立支援法の抜本的な見直しです。特に障害程度区分という物差しがサービスを支給するシステム全体を支配している現在の状況は非常にいびつな状態だと思いますし、それからもうひとつは応益負担の仕組み。これも世界的に見てもありえない仕組みなんですね。障害程度区分によってサービスが輪切りにされて、サービスの選択の幅が縮められて、さらに応益負担によってサービスを利用することを自主的に抑制せざるを得なくなる、これは明らかに障害者の権利条約の理念からはかけ離れた状態です。私は障害程度区分と応益負担という仕組みは見直しというよりは廃止を求めていくべきだと考えています。

藤井

夕張はよくニュースに出ますが、いつもその裏で障害者がどうしているだろうと思います。夕張の障害を持っている仲間たちはどうなっているのでしょうか。

田中

政治的な課題とか行政的な課題として見えてこない。この見えてこないということが一番の問題だと思います。夕張の障害者たちの生活状況とその変化を捉える事実を集めていくことが緊急の作業課題だと思います。

藤井

ぜひ、北海道のフォーラムを夕張でやりたいですね。西村さんはいかがですか。

西村

北海道の地域性の課題につきましては、田中先生がおっしゃったとおりです。併せて、地域の課題ということだけではなく、鈴木さんがおっしゃっていましたが、どう地域というか北海道の障害者当事者、あるいは関係者が情報を共有し、そして連帯といいますか、仲間作りをし、そして行動していく。そして、この厳しい現状に対して声を上げ変えていくための行動を起こしていくことに尽きると思っています。

そういった意味では、資料の1ページに実行委員会を構成している団体を載せさせていただいていますが、障害者や関係団体のつながりをこのフォーラムを開催することによって、さらに強めていきたいというのが私たちの中での思いがあります。

そして地域としての課題。これは全国各地においても共通する課題にもなってくると思いますが、この権利条約に基づき、新たなきちんとした社会の仕組みを作るために、この北海道で何をしていくのかということが出てくるのかなと思っています。

北海道で何をしていくのかということにつきましては、実はこのフォーラムに至るまでに権利法制に関するフォーラムをいくつも開いてきました。そのフォーラムの中では、我々当事者の議論だけではなくて、道議会、あるいは札幌市議会といった立法府の方たちにも来ていただいた議論を重ねてきています。

その流れの中で、北海道においても、障害者の条例を作ることが必要ではないかということが議会の中で出てきています。そうした一つ一つの積み重ねの後に次のものが見えてくると思っています。

そして、率直に申し上げて私どもの取り組みは、権利条約を批准することがゴールではなくて、その批准することによって、あるいはそれに向けた取り組みをする中で、確実に一つ一つのを積み重ねていくということとをJDFを中心として北海道において、全国のつながりの中で進めていくことができればと思っています。

藤井

先ほどから出ていますように、北海道は国土の2割、自治体は1割。しかし、人口は4%ということでしたが、もし北海道で寒い、過疎、自治体数が多いということがあっても、全国にいろんな励ましを与えようと思うんです。そこで、田中さんにお聞きしますが、北海道の厳しい条件の中で権利条約を根付かせていくという秘策というか、方法があればお聞かせください。

田中

北海道は180市町村があるがあると言いましたが、それぞれの市町村において、こういう小さなフォーラムを何回も開催し、その中で障害当事者だけではなく、家族、関係者たちからさまざまな事例を集めながら、権利条約の実のある批准に向けた意識を高めていくことができれば、ひとつのムーブメントを作り出すことになるんじゃないかと思っています。

おそらく、札幌市をはじめとした都市部に住んでいる障害当事者の方たち、ご家族の方たちのニーズと道内郡部にお住まいになっている方たちのニーズはかなり違いもあるだろうと思いますので、それぞれの地域の生

活に根ざしたニーズというものを拾い上げていく丁寧な作業が必要だと思います。

藤井

西村さん、実行委員会はこれで終わるわけではないんですね。おそらく全市町村でという話、可能性はありますか。今後2年くらいかけて。私は2年くらいは批准はさせないで、ゆっくりできますよ。一言決意表明はいかがですか。

西村

2002年に第6回DPI世界会議を開いたのですが、その前段の誘致推進会議を旗揚げするときの決意表明を今から10年前くらい前にここでしまして、私は脊髄損傷で足の感覚があまりないのですが、足を震えながら誘致をするということを宣言したことを昨日のこのように思い出してしまいました。それに続くお話なのかとも思いますが。

全国の1割に当たる180市町村がある中で、すべての自治体でこういうことができるかということにつきましては、必ずしも明言できるものではありませんが、ただ、地域に障害者が住んでいる、孤立している方がたくさんいらっしゃる。そして、その中で当事者団体がある。札幌で事件になった三丁目食堂を見つけ出したのは行政ではなくて、NPOを見つけ出したんです。そういう意味では私たちの役割があると思っています。

私だけということではなく、ここに結集した実行委員会の皆さんとともに、可能であれば、そうした180市町村全部回るくらいの気持ちで、この北海道における障害者の権利条約に向けた取り組みが作ることに向けて頑張りたいなと思っています。

藤井

これは北海道のみならず、おそらくどの都道府県でも、もう一回根っこをおろした批准に向けた運動とか。くれぐれも形式批准だとかは絶対よくないということは出てきていますから、方法としては小さなグループでいいから当事者を中心にミーティングをすると、タウンミーティングという言葉は少々手垢がついていますから、何か良い名前を考えてやれば良いと思います。

鈴木さん、もう一言いかがですか。

鈴木

やはりいろんなことをやっていく上で、行政にお金がないといわせちゃだめですね。ちょっと権利条約から外れるかもしれませんが、私の地元の座間というところもお金がないところで、米軍基地反対ということで補助金が切られてしまいました。ところが、私たちの移動支援については無料なんです。1割負担がとられていない。何故かという、これは視覚障害の人たちだけじゃなくて、みんな、他の障害の人たちと協力して、権利であると訴えた。手話通訳や要約筆記の人たちが無料のように権利としてみんなが押してくれた。

先ほどの西村さんがどうしようかなというときも、みんなが後押ししなきゃだめですよ。一人ではできない。お金の問題とか色々あると思いますが、やはりみんなで機運をあげていかないと条約の批准というのは難しいのかなと思いました。

藤井

山本さん、最後に何か。

山本

今日はどうもありがとうございました。もちろん条約のフォーラム、勉強会を各地でということもありますが、一人ぼっちの障害者が手をつなげるように。挨拶だけでも言えるような、そういうつながりを数人でも各地にできたら良いなと思っています。

藤井

それでは西村さんと田中さん、最後のまとめで一言ずつお願いします。

西村

やらざるを得ないと思っています。

DPIの世界会議札幌大会を札幌でやろうとしたときに、実は職場の人たちも含めて相当数お前は何を考えているんだと。何を言い出すんだと言われて。ただ、やりたいという気持ちと絶対に意義があるんだという気持ちで、大会の開催に向けて動いてきたわけで。札幌大会の時に、私たちは大会までに何を作り、そして何を残すのかということ自分たちの課題としてきました。だから、札幌大会がゴールではないと。その大会の中で、札幌宣言ということで、2つの大きな札幌宣言をしています。

1つは障害者の権利条約の制定。もうひとつは障害者差別禁止法の制定です。これは今日の議論でもありますように、けして条約を作ることだとか、法律を作ることが目的ではなくて、そうした権利法制を確立することで初めて障害者が本来の一人の人間としての尊厳を回復していく、そういうものをきちんと担保していくものだというのが、間違いなく目的です。

ですから、このフォーラムも権利条約を批准することではなくて、批准することによって私たちの暮らしをどう変えていくかということが北海道だけではなく、全国すべての仲間たちの願いであり、目標であると思っています。その取り組みをどこまでやれるかわかりませんが、北海道において私たちは進めていきたいと思っています。JDFのこのフォーラムを全国48都道府県すべて、あるいは1800のすべての自治体において開催するぐらいの意欲を持って運動としてやっていくことができれば、まさに私だけ、障害者だけではなくて、私たちの国に暮らすすべての人にとって、この社会をどうして行くかということを我々から提起できると思っていますので、JDFの皆さんとも一緒にやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

田中

現在は、「入所施設や病院から地域へ」という言葉が合言葉のように使われていますが、地域に住んでいるということと、市民としての権利が守られていることは同じではない、という事実について、フロアの皆さんからの発言を聞いて再確認しました。

もうひとつ言えば、西村さんから「やります」と宣言を聞いたのも意義があったと思っています。

藤井

それではそろそろお名残惜しいのですが、時間が迫ってまいりました。最後に東さんから全体を通しての総括的なコメントをお願いします。

東

総括するという能力はないのですが、補充をさせてもらいたい点があります。

ひとつは条約の言葉ですね。採択とか署名とか批准という言葉について補足します。

採択というのは、終わった話です。2006年12月に締約国が参加した国連総会で条約はこうしましょうと採

択したもので、条文は確定しています。その上で署名と批准があります。署名は、これから日本では批准に向かって頑張っていくという前向きな意思表示が署名。ただ、法的拘束力は持たない。ちゃんと契約を結びますよ言うことです。批准は、きちんと加盟し、そこで発生する国家の部分については引き受けますよという、法的拘束力を受けるというのが意思表示が批准です。その批准した国が20カ国集まれば効力として生ずる。それが5月くらいです。

それと人権とサービスという問題です。先ほどから地域間の格差がものすごくあると出ていました。しかし、その格差がなぜ生じるのか。単に財政の問題なのか。

一応、日本の福祉サービスは法律に基づいています。地方自治体が単独でやっているサービスもありますけれども、基本的なサービスは法律に基づいている。この法律の基づくサービスが、なぜ地域で格差が生じるのか。財政的な場合で生じることもあるし、その地方自治体の長の考え方によっても、担当部局の考え方によっても生じてきます、こういうことが何故許されるのか。

人権という法律は、簡単に言うとパンではないんです。サービス法はパンです。

だから、人権が確立されたからといって、即座にパンが生じるわけではない。目に見えないものだから、常に議論がある。

しかし、パンだけ追い求めると、本当にパンが得られない。サービス法を作れということを経験してやってきた。その結果が今にあるわけです。そして、格差が許される。金次第になっている。こういうサービスは一定の裁量という問題、国なり、地方自治体の裁量という問題、その裁量の中に考え方とか、予算とかがあるわけです。しかし、この裁量が、ある意味これまでは無制限の裁量だった。この裁量に加えるのが人権なんです。

例えば、バリアフリー新法というのがあります。あれは5000人以上の条項客があればエレベーターを付けなさいとなっております。それで、東京にしても、札幌にしても、福岡にしても、名古屋にしても非常に便利になりました。でも、わが熊本は対象になる駅は、2つか3つ。しかも実現されてないところもある。私の住んでいる家の近くは何もない。田舎に住んでいる人の移動権と東京に住んでいる人の移動権がそんなに格差があっていいんですか。人権という意味では、そんな格差は許されない。これまで許してきたのは、人権という発想がまったくないからです。人権なき、単なる保護法でしかなかった。しかし、人権がきちんと確立されると、それに抱き合うパンではない。パンのあり方というものをきちんとそこで誓約させる。最低の保障をさせる役割があります。

移動権のないところで、利便背を高めてくれと言っても、逆に格差が出る。そういうことを恐れて、権利条約の9条に都市と農村の両方においてアクセシビリティを確保するとあります。都市と農村の格差は許されないとあります。それは書いてなくても言えることです。人権は一人ひとり等しいわけです。だから、札幌市に住む人と、富良野市に住む人の障害の不自由さは同じなわけです。

だからそういう格差は田舎に住んでいるからしょうがないというあきらめはあるかもしれない。しかし、それは人権という視点から見ると許されない。人権に基づく発想で、等しく同じなんだということを基本にサービスを見直す。

先ほども出ていましたが、地域間格差の生の事例から明らかにしていく。それが私たちに求められていると思います。これまでの運動で人権とサービスということが不明瞭になっているから、気がつかない。

それから、JDFが中央で頑張っている。しかし、中央だけでは限界がある。ですから、今回のような地方フォーラムをいくつかやっていますが、全国的なことで見ると、ほとんどやっていない。例えば、キャラバン隊のようなものを結成して、地域を活性化していく。

そいったことから西村さんや北海道もどうなるか。楽しみです。

権利条約は、2002年のDPI世界会議札幌大会が今の動きにつながっている。だから、誘致した以上は次につなげてほしい。一番は地元での地道な活動であると思っています。

藤井

権利条約は2001年にメキシコが提唱しましたが、日本の国際NGOが様々な部分を、まとめなどの作業では東さんも政府代表団の一員を担ってきた。そういう責任を担ってきましたが、まだまだ道半ばです。

今日勉強したことは、合理的配慮です。1つは条文にありますとおり、障害のある人の不平等は社会の側から調整変更するということです。自立支援法では、障害の不都合は自分で責任を持つことにありますから、正反対です。

もうひとつ、差別の問題です。目に見えるものだけが差別ではなくて、何もしなくても差別というのがある。この両方あるということです。これまでは目に見えるものが差別でした。行政や法律の言葉の中で不作為という言葉ありますが、これから何もしなかったことは差別であるということです。

それから、私たちのことは渡したい抜きで決めないでという言葉が何回も出てきました。この言葉のもつ意味を考える。自立支援法の審議会も4月13日に始まると聞いていますし、厚生労働省の労働部門が中心となり権利条約を検討すると聞いています。一番担うべきところが中心ではない。どうもおかしい。

もうひとつ、今日も出ていました第2条の差別と第5条の平等です。問題は、差別の反対は平等だけでしょうか。問題は無関心というのが一番厄介です。しかし、多くの社会の人は障害者のことを何も知らない。そこは今後の大きな課題でしょう。

さらに今日は研究者として田中さんもいましたが、予算の議論はできませんでした。しかし、権利条約について社会も経済界も国も、お金はどうするですかとなる。そういった反論ですよね。厚労省は毎年前年度比2%増といいますが、しかし、実態は何も変わっていない。ということはベースの柱がおかしい。今問われているのは、障害分野に対するまともな予算ですかということです。工業先進国(OECD)では最下位です。大事なことは分配率です。消費税が上がっても福祉には回ってこない。社会資源の整備もそうです。きちんと予算を確保しないとイケない。

今日はこれで終わりではありません。終着駅は始発駅に向かいます。今日は新しい出発に向かっている。今日は完全にいっぱいにはなりませんでしたが、北海道のあちこちからお越しいただきました。約270名くらいでしょうか。今日のこの熱気は私たちJDFでも持ち帰り、都道府県レベルでいますと、ろうあ連盟の全国大会と東さんの熊本とか、大阪とか、東北という話も出ています。どんどんあちこちで展開できればと思っています。

今日はこうしたフォーラムでつながる力と伝える力をつけていきたいと感じた一日でした。

明日は今日の続きではないということを最後の言葉にします。どうもありがとうございました。

司会

コーディネーターの藤井さん、コメントータの東さん、ありがとうございました。

パネリストの皆様、そして指定発言をいただきました皆様本当にありがとうございました。

さらに会場にお越しの皆様、本当にありがとうございました。

また、会場のボランティアを勤めてくださったボランティアグループポポロの皆さん、パソコン要約筆記を務めてくださったキャプションズプラスの皆さん、さらに手話通訳を務めてくださった社団法人北海道ろうあ連盟北海道手話通訳派遣センターの皆さんにもお礼申し上げます。

最後になりますが、助成をいただきましたキリン福祉財団様、損保ジャパン記念財団様、ヤマト福祉財団様に感謝申し上げます。

以上をもちましてJDFフォーラム・イン・北海道を終了いたします。